

昭和二十九年五月二十日(木曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君
委員 小枝 一雄君 理事 佐藤洋之助君
理事 網島 正興君 理事 福田 喜東君
理事 金子與重郎君 理事 芳賀 貢君
理事 川俣 清吾君
秋山 利恭君 足立 篤郎君
佐藤善一郎君 寺島隆太郎君
松岡 俊三君 松山 義雄君
加藤 高藏君 吉川 久衛君
足鹿 覺君 井谷 正吉君
井手 以誠君 中澤 茂一君
中村 時雄君 安藤 覺君

出席政府委員

大藏事務官(主計局長) 原 純夫君
農林事務官(農林局長) 平野 三郎君
農林事務官(農林局長) 小倉 武一君
委員外の出席者
農林事務官(農林局長) 谷恒 尊一君
農林事務官(農林局長) 同組合局長
専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

本日の會議に付した事件

農民組合法案(足鹿君外十二名提出、衆法第二五号)

農業委員會法の一部を改正する法律案(小枝一雄君外十六名提出、衆法第二九号)
農業協同組合法の一部を改正する法律案

律案(金子與重郎君外十六名提出、衆法第三〇号)

○井出委員長 これより會議を開きます。

農民組合法案、農業委員會法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。これより質疑を続行いたします。まず主として農民組合法案について網島君より發言を求められております。網島正興君。○網島委員 農民組合法案についてお尋ねをいたしたいと思います。実は農民組合というものは、わが国の農政の発達上において一通りの役割を果たしたものでございまして、國際的に見ても相當役割を遂げて参つたものでございまして、戦後農地改革等がございまして事情が著しく異つて参りましたので、この際農民組合というものの基本理念に対する御意見を伺つておくことが、この法案審議の上に非常に重大な事柄だと存するのであります。そこでまず質疑に入るに先立ちまして、私が以下質疑をいたしますことに對する私の質疑の内容を明らかにするために、私の考へております事柄をあらわにせしめ開陳しておきたいと思つたのであります。すでに土地制度の改革が行われ、大多數の農民が自作農となつたのであります。また自作農でない農民も、また經濟上の事情においては、かつての小作農という立場よりはむしろ自作農という經濟上の立場を持つ分量が多く

なつて参りまして、なべて農民は自作農であるとする方が農村の實態に合つて考へますので、こういう観点に立つて、自作農民がその大體の数を占めておる農村に對する、農民組合法のたゞいま提案になつておりますこの法案の効果等を伺わねばならぬのであります。それより前に、もう一つ私どもは、この農民組合法を審議するにあつて考へなければならぬことは、農民組合運動といふものがどういふ理念で、どういふ歴史でたゞねられるかという事柄でございまして、これを國際的に見るならば、御承知の通りレーニン等に率いられたロシアの農民運動こそ一つわれわれは考へなければならぬ事情ができて参るのであります。なぜかと言へば、レーニンが考へておりました農民組合運動というものが、非常にわが国の農民運動を支配いたしましたという歴史的事情があるからであります。そうしてレーニンが考へておりました農民組合運動というものと、日本のたゞいまの自作農民の農民の主要なる数字を占めております現在とは、まったく事態が異なるからであります。御承知の通りロシアの帝政の末期において土地解放をいたしたときに、最もこれに、反対した者はレーニンであります。なぜ反対をいたしたかといふと、レーニンは社會革命の思想の上に立つておる。いわゆる唯物史觀の考へ方から、暴力革命によらざるれば正しき社會は来ないという基礎理念の上に立つておるのであります。従

つて土地解放によつて農奴がそこばくの土地の所有権を獲得し、地主的感覺を幾分でも持つ者は、意識の拡大となつてやがては革命思想の離反者となる、こういうことが基礎の理念であります。この理念に基きまして、有名なロシアの社會民主黨のテーゼをレーニンが批判いたしております。この批判に對しては、山川均君が有名な訳書と解説を出しておりますが、この山川均君のレーニンによる農民運動に對する理念が、大體わが国の農民組合運動の基本形態をなした思想でございまして、その中に盛られておる思想は、御承知の通りレーニンがとりましたところの考へ方、暴力革命でなければ幸福なる社會は生れないという考へ方の上に立つてあります。その上に盛られておる、この基礎理念の上に立ちました日本の農民運動と、民主的法制のもとにありますが日本のたゞいまの實情とが、いかようにマツチするかという問題こそは非常に重大な問題でありまして、少くともその問題を深く考察すべき一端として生れて参りましたと思はれるこの農民組合法案、これについて私は私どもは農民という立場に深く立ち入つて、もう一つ言いかえるならば、農民は労働者としての提攜によつて社會革命をなす、暴力革命をなすべきものであるという観点に立つべきものであるか、農民は經濟活動の主体として、社會民主的改革の上に立つて行くべきものか、はたまた自由主義産業の中心において、特殊の保護政策によつ

て、農民というものはその地位を保護されて行かなければならないものかという三つの大きな課題が、実は農民問題に對する基礎の重大問題であると考えるのであります。こういう理念の上に立ちまして、私は以下質問を續けて参るつもりでございまして。

御提案になりました農民組合法案の第一条によりますと、農民が團結をいたしまして、自主的に組合を組織する。それから団体交渉及び団体協約の締結を行う。農民の經濟的地位の向上と農村の民主化を促進する。こう言かれておるのであります。これであるといひますと、この法案の骨子は、民主主義的考へ方から、この法案は基本的にすべての解釈をなすべき意味で立案されておりますかどうか、この点をまず伺つておきます。

○足鹿委員 網島委員の、農民組合の基礎理念についての御高見を拝聴いたしましたわけであります。御指摘になりましたように、一九一七年にロシア革命が成功いたしました、その成功の基礎には、労働者と農民との提攜というものが、レーニンという指導者によつてよき成果をあげた、こういうふうなロシア革命史は伝えておるのであります。ロシア革命がいかによいといふやうなことは別といたしまして、少くとも社會改革の大きな一面を農民が持つておるというところは、これは否定できない。ただこのロシア革命における農民の果たした役割というものをたゞちに日本へ持つて来て、しかも戦後農地

開放の一応完了した日本へ持つて来まして、この基礎理念をただちに適用して、日本の一つの基本としての農民組合法をつくるのではないか、こういう御趣旨であつたようでございますが、私もそれは考へておりません。すなわちロシアにおける一九一七年以前における農村の状態は封建領主と農奴との間における非常に苛烈な闘ひ、あるいはロシア帝政との間における農民のいさゝか闘ひ、そういうものは、すべて当時のロシアにおける農民に対する経済的、社会的あらゆる圧迫が加つて、これに對して農民が、みづからの力でモツプ的な闘争を行つておつたことは御存じの通りであります。これをレーニンが組織して、労働者との提携において帝政ロシアをくつがへした、こういうことでありまして、もし日本が戦後において農地改革を行つておらなかつたならば、あるいは網島委員の指摘されるような事態が、日本にも起る条件として私はあつたと思う。しかし、戦後において農地改革が一応成果をあげた。いさゝか批判はありますが、少くとも農村の民主化と、農民が地主からの非常な束縛から脱したということは事実であります。そういう条件の異なつた時代において、ロシア革命における当時の成功がただちに日本に適用されるなどということは、基本的に私も考へておりません。戦後における農民組合運動の一時の膨張現象というものは、当時の民主的に高揚された戦後の風潮といひますか、マツカーサーの日本占領政策に基いた、ほうはいたる民主化運動に基いた当時の供出問題、税金問題、農地改革途上における土地問題等に起

因して、異常な農民運動が發達を見たことは御存じの通りでありまして、その後の税金の問題や農地の問題やあるいは供出の問題が、一応一つ／＼片づいて参りましたので、農民運動は一時足踏み、沈滞の一途をたどつて今日に至つておるのであります。そこに私も農地改革そのものの一つの意味があつたというふうにも一面考へられると思います。そこに戦後の農民運動の特殊な状態というものが発見されるのではないか、こういうふうに見ておるのであります。

しからは最近における状況はどうかと申しますと、今申しましたように、一時のほうはいたる農民運動が後退を余儀なくされた。それは一つの闘争目標を一つ／＼獲得する過程において、自作農の意識が誤つた——いわゆる自分も地主になつたのだという農民としては宿望を達すると同時に、網島委員が指摘された本来の小ブルジョア的な氣持と結びついて、一面では農民運動の後退に拍車を加えておるのではないかと、いさゝか見えておるのであります。

そこで第一の問題であります、自主的に農民組合を組織し、あるいは団体交渉を行つて、その結果として団体的な地位を農民の経済的地位の向上と農村民主化を促進するということとをうたつておりますが、提案者一同の考へ方としては、もう一つ経済的、社会的地位の向上ということがうたいあつたのであります。しかしながらあとでおそらく指摘されるのであります、政治活動の問題がありまして、いわゆる政友との混同をわれ／＼は避けて行かなければならない。農民組合はあくまでも農民の日常の経済的

な問題に根ざし、これに関連した社会的あるいは政治的な問題を取扱うのが主たる目的であつて、政治問題に出發して、経済問題を従たる立場に置くものではないのであつて、そういう点から誤解を避けて経済的地位の向上、農村の民主化を促進する、こういうふうな第一歩において規定をいたしてあります。従ひまして、戦後における農民組合の健全なる發達を促すためには、法によつて國がこれを保護助長して行く、こういうことによりまして、まだ組織化されておらない農民が日本には非常に多いのであります、これに對して、健全な日本農村の實情を正しく把握し、その上に立つた健全な農民運動が広く農村に組織されて、そのことと自体によつて大きく國の農政に対する無言の圧力となり、あるいはよき建議者となり、あるいは正しからざる問題については団結の力によつてこれを是正して行く、こういう健全なる全国的農民組合の組織化によつて、少くとも今後予想される独占資本の重圧あるいはそれに起因するもの／＼の農村への不利なる状態というものに對して、正当なる権利擁護と利益を守つて行く、こういう基本的な考へに立つておることを御了解いただきたいと思ひます。あるいは質問の御趣旨に沿わない点があるかと思ひますが、以上で私どもの農民組合に対する基本的な理念並びに第一歩についての私の考へ方を申し上げた次第であります。

○網島委員　そこで実はお尋ねしておきたつたのは、社会革命主義によるのか、社会民主化の線によるのかというところから、この組合法の基本がどち

らかということをよく伺つておきたいと思つたのであります。大体今の御説明で、これは社会革命主義に基礎を置いたものでないかということ、大体了承したと存じております。そう承つてもよろしうございませうか。——それから次にお尋ねをいたしておきたいと思つたのであります。なるほど経済活動を主にするという考へ、経済的及び社会的地位の向上をはかりたいということから、この組合を組織して、団体交渉や団体協約をやつて行くという考へ方でありまして、実は御承知の通り、労働組合のごとくその団体の団結が必要であり、その団体行動の効果がきめである階層においてさへも、組合運動のために特殊な立法があり、いろいろの保護があつてさへもこの組合運動というものは、一たびデフレーションになりますと、非常に混乱に陥りがちである。戦後日本が経て参りました事情は、大体において労働組合運動については、非常に都合のいいようなほんとうの日本に育つような育ち方をいしたものでありますけれども、一たびこれがデフレーション時代に入ると、実はこの組合というものがどこまで行けるかというところは、かつてヨーロッパの第一次大戦直後において、それこそ非常に勢いで發達しました労働組合運動が、その後のデフレーション時代に入りまして、四分分裂いたしまし

て、その維持さえも非常に困難になつた事情を想起することができるのであります。ただいかなる場合においても小作人運動だけは、クロボトキンのいわゆる収獲全取論等が成り立つ運動でありますので、実は小作人組合だけならば、小作人さえあればいかなる事情

にあるうとも、まったく地主と小作人というものは、利害關係が相反しておりますので、これはもう絶対にくずれない非常に強固な——それが不況時代に入らうとも、好況時代に入らうとも、絶対にこれはくずれない組織でございませうけれども、先ほど申し上げましたような事情から、実は小作人組合というものは、もう実数がほとんどないと申し上げていい。小作人であつてもただいまは自作農と何ら違はず、ある意味においては、たゞさんの地所を耕作し得るような自作農になるよりは、かえつて利益になると思われ

るほど、小作料の規制等から保護されておるわけでございます。そこでたゞいまの状態では自作農の組合といふものが一体できるかどうか。自作農の農民組合、つまり自主的な自作農の農民組合というものは、みづから費用を負担し、みづから役員を選出、みづから行動を決定し、みづからの意思において民主的にその組合が活動する。すなわち組合員の多数がその行動決議に参加するような組合が、経済的に成り立つ事情があるかどうか。これに對する御意見を伺つておきたい。

○足鹿委員　地主对小作の当時においては、網島委員の申されるように、はつきりとした農民団結の現実にあつた。ところが今日においては小作農地は五十万町歩程度に減りまして、ほとんど日本の農村は自作農、あるいは自作兼小作、こういう形態にかわつて来ておる關係上、昔のような対地主を目標とした農民団結ということとは、實際的にはよほど事情が変化しておることは、私もよくこれを認めるところであります。しからは個

人である地主というものがまづたくなつたかといふと、農村においてもなくなつておらない。特に最近においては農地の取上げ、またそれに基く農地の移動等がひんびんと行われ、かつまた国なり、あるいはいろいろの企業が行う、たとえば電源開発の問題、あるいは演習地の設定の問題、軍事基地の問題というふうな、国あるいは企業が企画いたしますために起る農地の譲渡、それに対する正当な補償が支払われておるかどうかという点については、全国各地においていろいろ紛争なり、物議をかもし上るものであります。そのいふところにおきまして、農民がまづたくなつた結果するすべを知らない。そして正当なる自分たちの農地の譲渡に対する補償すらも得ないというふうな地帯と、農民が結束いたしましたために正当な補償を得、あるいは離農後における生活の保障上、きわめて有利な条件を勝ち得たというふうな事例を比較してみますと、團結して正当なる主張で相手方と闘つた地域と、そうでない地域の農民との間に大きな差のあることは事実として現れておるのであります。従つて一つを農地問題にすれば、ただ単なる農地改革前における地主対小作という關係は著しく變化して来ており、形のかつた面において、農地をめぐる紛争は最近特に激化して来ておるのであります。これに對しまして農業委員会あるいは協同組合が本来の農民の利益機關、あるいは農民の経済的擁護の機關に立つて、それらの農民の希望を受入れて闘つておるかという、協同組合、農業委員会は必ずしもそういう立場に立つておらない

のであります。従つて最近全国において、それらの特殊な条件を持つ地域においては、農民の結束、農民は團結しなければならぬという声が相當強く現れて来ておるのであります。これらの現地における農民の結束が一定の方向を誤りますと、綱島委員の最初の御質問にありましたように、暴力的あるいは破壊思想的なものに利用され、あるいはその宣伝に迷つて、健全な農村建設という面と逸脱した方向へ走る危険もまたなしとしないのであります。これを国が法律において正当な保護助長の施策を講ずることによつて、きわめて健全に、しかも正当な農民の立場を守つて行くことが私どもはできるのではないかと申す。そういう意味から、かつての地主対小作の考え方に基く農地問題の紛争というものはきわめて少くなりまして、今申しましたような意味においての団体交渉あるいはそれに基づく団体協約の対象というものは明らかに現存しておる、こういうふうな考へておるわけでありま

す。第二点は、自作農になつた農民としてそういう土地問題等のない農民は、何を対象にして農民組合の活動を行うのか、これは御指摘の通りきわめて漠然としておると思ひます。第四条の点をごらんいただきますと、二項に農業用資材または農産物の価格及びその他の取引条件を適正ならしめるために、当該資材の製造業者、販売業者もしくは運送業者あるいは集荷業者、こういうものとの間における団体交渉及び団体協約という点で一つの目標を明らかにいたしておるのでありますが、これははすなわち肥料にいたしましてもあるいは農機具にいたしまして、またこれを輸送する運送業者あるいは集荷業者との間における農民の自主的な団体交渉及び団体協約の対象たり得ると私どもは考へておるのであります。すなわち独占禁止法が緩和をされた最近における肥料問題が、いかに深刻に農村に及んでおるか。しかも過般本委員会が成立した肥料需給安定法にしてみましても、その成果をあげせしめるためには、背後に農民が大きく團結し、結束して法の運用を為政者をして正しく運用せしめるところにその法律の力を正當に發揮せしめる得ると思ふのであります。ただその法律が出るこ

この立案に當りまして私どもが一番遺憾に思ひましたことは、農民は國がきめた米価あるいは賃金によつて、自分の生産したものを政府に売り渡さなければならぬ立場に置かれております。従つてこれは労働者と雇用者との間における雇用に準ずべき性質のものではないか。すなわち國家との間に米の買上げという一つの行為を通じて、雇用關係に準ずべき性格を持つてゐるのではないかと。少くとも國との間に団体協約を認めることをこの法律に書き加つたのであります。しかしこれは重大な憲法上の解釈あるいはいろいろな点がございまして、残念ながらこの点については本法律案の中にはうたつておりませんが、少くともこれらの問題をさらによく研究し、真摯な態度でもつてこの法律をりつばなものに將來仕上げて行きたい、こういう氣持を持つてゐるようなわけであります。

くはそれは政党があるから必要がない、その残りの分だけをやるんだという考へかもしれぬと思ひますけれども、特にこれを規制して立法するとして、何のためにこれを除くかという理由が疑問になるのであります。その理由を申し上げる。私も長い間農民運動をやつて、一時は法制違反のよう運動までやりました。裁判所から差押えに來ても、米も競売できないようにする。判決がいくら出ようと、その執行力がほとんどないところまで運動したことがございまして、そうしてつくつたものはみんな小作人がとつてしまつた。けれども一向小作人は楽にならなかつたのであります。多少はなつたが、実は基本的問題ではならなかつた。そこで私どもが解答として得ましたことは、農村の中で地主と小作人の間で解決し得る農民問題には限

第一類第九号 農林委員会議録第四十七号 昭和二十九年五月二十日

る、團結して正当なる主張で相手方と闘つた地域と、そうでない地域の農民との間に大きな差のあることは事実として現れておるのであります。従つて一つを農地問題にすれば、ただ単なる農地改革前における地主対小作という關係は著しく變化して来ており、形のかつた面において、農地をめぐる紛争は最近特に激化して来ておるのであります。これに對しまして農業委員会あるいは協同組合が本来の農民の利益機關、あるいは農民の経済的擁護の機關に立つて、それらの農民の希望を受入れて闘つておるかという、協同組合、農業委員会は必ずしもそういう立場に立つておらない

いは農機具にいたしまして、またこれを輸送する運送業者あるいは集荷業者との間における農民の自主的な団体交渉及び団体協約の対象たり得ると私どもは考へておるのであります。すなわち独占禁止法が緩和をされた最近における肥料問題が、いかに深刻に農村に及んでおるか。しかも過般本委員会が成立した肥料需給安定法にしてみましても、その成果をあげせしめるためには、背後に農民が大きく團結し、結束して法の運用を為政者をして正しく運用せしめるところにその法律の力を正當に發揮せしめる得ると思ふのであります。ただその法律が出るこ

この立案に當りまして私どもが一番遺憾に思ひましたことは、農民は國がきめた米価あるいは賃金によつて、自分の生産したものを政府に売り渡さなければならぬ立場に置かれております。従つてこれは労働者と雇用者との間における雇用に準ずべき性質のものではないか。すなわち國家との間に米の買上げという一つの行為を通じて、雇用關係に準ずべき性格を持つてゐるのではないかと。少くとも國との間に団体協約を認めることをこの法律に書き加つたのであります。しかしこれは重大な憲法上の解釈あるいはいろいろな点がございまして、残念ながらこの点については本法律案の中にはうたつておりませんが、少くともこれらの問題をさらによく研究し、真摯な態度でもつてこの法律をりつばなものに將來仕上げて行きたい、こういう氣持を持つてゐるようなわけであります。

くはそれは政党があるから必要がない、その残りの分だけをやるんだという考へかもしれぬと思ひますけれども、特にこれを規制して立法するとして、何のためにこれを除くかという理由が疑問になるのであります。その理由を申し上げる。私も長い間農民運動をやつて、一時は法制違反のよう運動までやりました。裁判所から差押えに來ても、米も競売できないようにする。判決がいくら出ようと、その執行力がほとんどないところまで運動したことがございまして、そうしてつくつたものはみんな小作人がとつてしまつた。けれども一向小作人は楽にならなかつたのであります。多少はなつたが、実は基本的問題ではならなかつた。そこで私どもが解答として得ましたことは、農村の中で地主と小作人の間で解決し得る農民問題には限

ら申し上げますと、家でつくるだけの地所を持つておつて、次三男が耕作適年齢になりまして、労力が余つたところから、多少の小作をするという階層が、農村で一番耕作者としての富裕な階層であります。これがやはり赤字です。そこで問題は解決されたのである。これは農村内における関係だけでは解答は得られない。従つて他の業者との関係においてという問題であります。その点についてこの協約の範圍を御決定になりましたことは、妥当であると思ひます。決して異議はございません。しかしそのことを遂ぐるための手段方法として、政治活動によるのか経済活動によるのかというところに、実は基本的の疑念が置かれるわけでありす。主として政治活動をするものを除外する農民組合というものが、はたして効果ある農民組合であるか。これは単に政党と区別するだけのことであるならば、また別に異論がございす。

そこで私もどういふわけで一体農村は立ち行かないものであるかということについて、特にわれ／＼農政に携わるものが深くかんがみなければならぬことは、私當時いろ／＼取調べた中で答を得ましたものは、一番大きなものは、産業革命による機械力利用の効率化が、農民の労働については非常に進んでいないことである。

なるほど脱穀機一つをとつてみれば六千倍になつたとかいうようなこともございすけれども、気象風土によつて耕作をいたしますために、農民の労働力の効率化は、北米合衆国においてはまだ二十倍に及んでいない。日本のごときは天正検地から今日の農民の労働力の効率化は三倍に足らないのであります。ところが重工業の部面においては、労働の効率化は十倍を越えたと云われる。スイッチ一つを入れれば、鉱石が自動車の車体になつて生れて来るというように、今の時代の労働の効率化は、重工業は十萬倍を越え、軽工業も一萬倍を越えたと云われているのに、農民においては、実は北米合衆国においても二十倍を越えない、日本においては三倍に及ばない、こういうことが農業が非常に不利益産業である基本的の事情であります。

いま一つの問題は、農産物価の問題でございます。不可欠産業であるにかかわらず、多少でも飽和状態に近くなつて来ると、農産物価というものは非常な下落をたどるのであります。そうしてこれは貯蔵が不可能に近いものであるという不利益を有するのであります。

第三の問題は、農産物は、さようなときの需要適正性の選択ができない。たとえば工業生産でございますと、モーターでも毎年その回転量がよくなつて行くというやうなことで、一々その需要適正性が変化して参りますのに、米や麦やあずきはそれこそ天照大神の時代から今まで同じものだ。これは農業生産というものが、他の日進月歩の産業革命以後の効率増進の線に沿わないという事情でございます。この三つの大きな事情から、農業というものは基本的に引合合わない産業である。そこで農業というものは法制度をとるよりほかにない。何となれば人は食糧なくして生きて行かれないものである。そこで基本的な問題は政治問題に入るのであります。これは単なる経済的の闘

争等によつてやつて行くことは不可能であります。ごらんなき。アメリカ合衆国でアイゼンハワーが當選いたしましたのは、南部の農民の票が入つたからだと言われている。それが例の価格維持法の適用が遅れて、一ブッシェル二ドル四十五セントに買ひとるものが非常に遅れたために、農民が一ドル七十五セントで庭先売りを始めたところから、共和党に対しては一切投票をしないという決議をいたしましたために、中間投票においては、共和党は全部落選いたしました。それでしかたがないから農務長官を首にして、政府の方針ではなくて、農務長官の意慢であるという虚偽の発表をいたして、たゞいまではやはり共和党が當選をいたすようであります。農村の問題は政治的解決でなければ絶対に解決せられない事情があるだけではなく、ヨーロッパにおいてもアメリカにおいても、さような事情があるのでございまして、これはひとりで農民組合法において——ひとりではございすまいけれども、特にやろうといつたところで、むしろ私は費用多く、労働多くして効果は上らないものではないかと思ひます。しいてこれを維持することになれば、ある意味においては、農村の一体化したる政治活動を阻害するおそれなきにしもあらずという考えを持つておるのであります。これに対する考え方をひとつ伺つておきたい。

○足鹿委員 欠格条項の第三、主として政治運動を目的とするものは、本法の欠格条項に該当するということは、むしろ妥当ではないじやないか、農民の経済的要求を政治的に解決する段階において、政治運動を行わない農民組合というものは効果が期待できないではないか、こういう御趣旨の点が第一点であつたと思ひますが、ここに掲げております、主として政治運動を目的とするもの、特に主としてという言葉をに入れておきますことをよく御審味願ひたいと思ひます。先刻も申し上げましたように、農民組合は農民の経済的社会的地位の向上を最終的に目標とするものでありまして、政治団体の行う政治運動と、農民組合が自己の経済的主張を達成して行くために必要な政治活動とは、本質的に区別されていいものだと私は思ひます。すなわち政党あるいはその他の政治運動をするものを主たる目的としてきた政治団体は、政治運動それ自体が目的なのであります。そして政党の場合には、最終的に政権を獲得し、その政権を獲得した上において自己の政策を実行することに、その政党あるいは政治団体の目標があるのであります。しかしながら、経済団体である農民組合の行う政治活動というものは、すなわち協同組合においても同様であります。協同組合が自己の業務に関連する農政活動というものでしほりますと、これは協同組合の正当な任務を達成し得ない立場に置かれる。これと同様に広い意味における農民の経済的利益を守つて行く、そういうことに必要な政治活動というもので禁圧しよというのではないのでありまして、すなわち政権をとつた上において諸政策を実施して行くということが政治団体あるいは政党との間における区別をはつきりしておくことは妥当ではないかと思ひます。そしてこの組合と政党との関係について、この際私どもの考

え方を申し上げておきますならば、政党と組合というものは全然異つた性格を持つものである、組合がいかにように強くなつて、その組合がかなり一國の政治を左右するやうな力を議會なら議會に持つたといひましたとしても、これは世界史の示すところによりましてギルド社会主義、一種のギルド・ソーシャリズムという形でイタリアにおいても失敗して居ることは、きわめて蘊蓄の深い綱島委員も先刻御存じであらうと思ひます。組合はあくまでも組合であつて、政権を掌握して政治を行うものではない、従ひまして保守党の政権下にあつてもあるいは社会主義政権下にあつても、常に組合は存在をいたし、自己の関連する範圍内において常に自己の経済的利益を中心にして守つて行く職能を果して行かなければならぬと思ひます。そういう意味におきまして、主として政治運動を目的とするものを欠格条項に一応盛り上げておることを御了解願ひたい。そして政党と組合との関係というものは、農民組合たと労働組合たとを問はず、常に非公開な関係において結ばれるのではなくして、組合の總會あるいは適當なる機関において何人の考え方が正しいか、どの政治集團の農村政策が正しいか、あるいはどの政党の農業政策が真に農民のために利益するのであるかということを判断し、その判断に基いて自分たちの主張を達成するために最も熱心であり、忠実な政治団体に協力をする、こういうことは公然と行わなければならないと思ひます。今のやうに何か幹部と幹部との間に個人的なつながり合ひ、あるいは特定の関係においてする／＼べつたり

に組合が政党との関係を規定するといふようなことは、日本における政党の健全な発達を阻害するのみならず、組合運動自体を非常に危険な方向へ導いて行くものではないかと常に私は考えておるのであります。そういう関係において綱島委員が非常にまじめに、農村の将来をお考えになります御杞憂につきましては、十分ではないかも知れませんが、私も将来そういう方向でこのむずかしい問題を処理して行くべきではないか、かように考えておるわけでありませう。

そこで質問の第二点の、日本における農業生産力の停滞あるいは農産物価格の非常な浮動性、それに基く農村の貧困ということは、日本における農民の経済的活動によつてはとうてい目的が達成できないではないか、こういう御趣旨であつたように思いますが、ここでお互いが考えなければならぬことは、日本における農業生産力の停滞の根因はどこにあるのか。日本の零細なしかも最も遅れた古代的な農業生産様式を余儀なくせしめているその根因はどこにあるのかということを考えてみますと、現在における資本主義と農村との関係に見出さざるを得ないのであります。従つて日本における農業生産力の停滞は、日本の資本主義がすでに独占資本の段階に達してゐる。従つてこの独占資本の段階に達してゐる日本資本主義そのものが農業生産力の停滞に拍車を加えておるのであります。これに對するところの闘いなくして、農民の経済的主張を達成することはできないと私は思います。私どもの意見を申し上げますならば、日本の農業生産力の停滞は、日本農村の

持つ宿命的な過小農経営にもその一端を見出すにやぶさかではございませんが、その過小農経営を依然として維持して、その上に農業生産力の高揚を求めんとするがごとき誤まれる農業政策の累積の結果が、今日のとき日本の農業生産力の停滞を来しておるのではないかと、こういうふうには私も考えざるを得ないのであります。そういう点から私もしましては、この農民組合の活動が、独占資本の農村収奪というものに大きな力を今後傾けて行かなければならない、こういう点であつて私も、経済活動にこの効果を疑うという悲觀的な立場ではなくして、それなるがゆゑにこの問題を大きく本法において規定し、その活動を正當に擁護して行くことを第四條において掲げておることを御了解願ひたいのであります。同時に日本の農家経済が、長野県の事例によつて非常な赤字であるという御指摘をなさいますか、昭和二十五年朝鮮動乱勃発以来における日本の農家経済は、急速に戦後における若干の蓄積を使い果して、しばしば私は申し上げておるのではありませんが、単作地帯においては、東北農民の経営調査によりますと、一町未満の農家で兼業による収入が、農家現金所得の六五%を占める、これが漸次関東を経て東海、九州、四国と南下するに従つて、その度合いが少なくなつておることを農林統計は示しておることは、綱島委員もすでに御存じのことであらうと存じます。従つて日本の農業政策といふものが、農業政策自体において農民の生活を打開し、進んでその経済的、社会的地位を確立することが困難な段階に達してゐる。しかも過剰人口を控

えて非常に行き詰つた大きな壁に直面したような場面に現在直面してゐる。すなわち全体を通じて見るならば、日本の産業構造全体をどうかえて行くか、そこに人口配置をどうかえて行くか、そこに行かなくてはならぬ。これに日本農村の人口問題はもちろんで、農家自体の経営の安定、ひいては生活の向上ということは期待できない段階がすでに來てゐる。こういう問題は、農民組合が正當に指摘し、農民組合の全国的組織を確立することによつて、真にゆがめられない率直な農民の意見がそこに表われ、これが国の政策に大きく反映するために、政党との関係が民主的に確立され、農民組合の主張が政治を担当してある政党に反映することによつて国の施策に大きく動いて来る、こういう形を私も一応考えざるを得ないのであります。生産力が大きく停滞してゐるから、経済活動に期待することは困難である、一応そのことはわかりますが、であるから今後における資本の農村支配、また資本そのものが現在においては日本の政治を左右してゐるという意味からも、私も、独占資本に對する農民組合の活動といふものは、きつめて大きく取上げて行かなければならぬのではないかと。その点において若干綱島委員と所見を異にしてゐるのであります。私の言わんとするところは綱島委員のお考えとは大きく食い違つておると思ひます。究極において綱島委員は、だから政治的に解決しなければならぬのではないかと、にもかかわらず政治活動を主として行ふものを欠格事項にあげておることは妥當性がないのではないかと、いふにたゞいま指摘されま

したが、ただいままで申し上げました趣旨においてひとつ御了解を願ひたい。なお日本における農業生産力の停滞また価格の変動による農家経営の浮動性といったような点につきましては、別の機会に詳しく申し上げることといひまして、あまり長くなりますから、意見にわたる点は省略しておきたい、かように存じます。

○井出委員長 足立篤郎君。

○足立委員長 ただいま綱島委員から御質問のありました点に關連して、提案者の御見解を伺いたいと思ひます。

〔委員長退席、芳賀委員長代理着席〕

文字に書きますれば、農民の経済的地位の向上あるいは社会的地位の向上といふことになりませんが、ただいま綱島委員が指摘されました通り、自由産業を行つてゐる農民または民主的政治の活動における農民が、みずから團結して、みずからの経済的地位の向上をはからんとすれば、その活動はすべて政治活動による以外はないのだという綱島委員の御見解に對しましては、私はまったくその通りと考えるものであります。かかる観点に立つてたゞいま提案者の御答弁を拜聴しております。どうも私にはつきり割切れません。ことに農民組合法案におきまして、欠格事項として主として政治活動を行うものを除外しておるということは、そこに矛盾があるのではないかと、これを痛切に感ずるのであります。ただいまの御答弁を伺つておりますと、提案者はこれを次のように割切つておるやうに私は拜聴したのであります。提案

者の御見解をまず第一点として伺ひますが、提案者は、綱島委員の指摘される政治活動によつて社会的地位の向上をはかるのであるといふことについて、ある程度お認めになつておる。しかし主として政治活動を行う農民組合を除外して、政党というものは政權奪取を目的として政治活動を常に進行するのであつて、農民組合の目的は政治から異なるのであるから、政党であつてはならないのである。しかし農民組合がみずからの経済的地位の向上あるいは社会的地位の向上のために、一定の政党を支持することは公然かつ積極的に行ふべきものであるといふ御見解を表明なすつていらつしやる。そこで私が伺ひたいのは、これは提案者がさういふお気持ちであるならば、主として政治活動を行ふことを禁止するといふやうな、まったく曖昧模糊とした表現を用いて、今提案者みずからおつしやつたやうな政策的なものであつてはならないといふことを明確に御規定なさるべきではないか。提案者と私は見解が違ひますが、広く全国の農民の経済的地位並びに社会的地位の向上をはからんとするならば、これは絶対に一党一派に偏する政治団体であつてはならないので、この点を明確にして、一党一派を支持する政治団体であつてはならないといふことを欠格事項に規定するのではないかと、むしろその点が割り切れるのではないかと、いふに私は考えますが、提案者の御見解を伺ひたいと思ひるのであります。

次にたゞいま綱島委員が第二点として指摘されました点につきましても、

提案者の御答弁に私は満足いたしましたので、重ねてお伺いいたしますが、網島委員の御質問は、提案者が今御答弁になりましたような、何と申しますか、一党一派に偏するようないかな、非常に政治的、イデオロギー的な農民組合というものが各個ばらばらにでき、また場合、たといこの法案によつて一定の監督は受け、一定の基礎を持つた、組織を持つたものができたにしても、これがかえつて農民大衆を割る結果になりはしないか。政治的活動をこれによつて各個ばらばらにして、全国の農民の団結を、偉大なる力を発揮するにかえつて障害になりはしないかという点であります。これをつつ込んで申し上げれば、今日農業委員会が農政活動の中心として全国的に組織を持ち、一町村の漏れなく活動をしていられる。この農業委員会の活動がいかにどうかというようなことは別問題といたしまして、これは一党一派に偏せず、単純に農民の経済的地位の向上並びに社会的地位の向上ということを目ざして組織されておる。また努力しつつある。これを強化することこそ、今提案者自身がこの農民組合法を提案されんとする趣旨にむしろ合致するものではないかという点に私は疑問を持つのであります。提案者はこの点をどのように割切られておるのか。もしこの提案者が出されておる農民組合法案が通過して、全国的にこの農民組合が組織されるとするならば、当然に農業委員会との関係が熾烈な摩擦を起して来ることは申すまでもない。これをいかにして解消せんとするか。また提案者は農業委員会というものはいかなるものであらうという御見解である

か、その点のはつきりとした御答弁を伺いたいと思ひます。

○足鹿委員 第一の点につきまして、先刻の網島委員にお答えいたしました点を若干敷衍して御答弁にかえた。すなわち今日政治によつて解決されない問題は一つないではないか、特に農民の場合はそうではないか、この網島委員の御質問の趣旨と同様の御意見であつたと思ひますが、その通りであります。だからといつて経済的な問題が閉却されていいのではありません。すべてを政治的に解決しなければならぬということ自体、農民は意識しておらない。いかに自分たちの農業経営やあるいはその基礎である農業生産力の基礎諸条件が、他の産業に比べてきわめて貧弱であるにもかかわらず、なぜ国の施策に正しく取上げられないかという点について、それが政治につながつておるということと漠然と知つておりながら、事實は知つておられない。また肥料なり電氣料の問題なりあるいは農産物価格の問題にしても、経済的な面から農民は自覚を起すのであります。いきなりこれに政治的な目標を与えて行くということは、そのこと自体私は農村の民主化と農村の健全な組織化ということとは遠い、いわゆる政党の走狗になる危険性を持つものであると思ふ。正当な経済的な問題については、保守政党であらうと革新政党であらうと、真剣に農村の問題を考へる人であるならば、農民組織を考へるような考へ方は持たないであらう。ただそれがいきなり政治的に走つて行くこととすると、組合の分裂が起き、組織の混乱が起きて、ひいては農民の組織力の分散となり、経済力の弱体となつて、今日の状態に拍車を加えておるのであります。ただ単に農民の問題に限らず、中小企業者の問題あるいは労働者の問題あるいは漁民の問題にしましても、まず自分たちの生活の周囲にあり、自分たちの職場の周囲にある経済的な問題にその当事者が目をさますことである。そこから出発して行く。すなわち高度の政治目標を与えて、一定の政治的イデオロギーに引きずらうとするところに、今日の日本農村の非常な不幸があると私は思ひます。真に農民が大団結して行くためには、経済的な面を重視して行く、その間にあつていろいろ運動の過程を通じて、真に政治に対する眼が開けて来る、批判力が生れて来る、こういうふうな私どもは見ておるのであります。そういう点については、網島委員なり足立委員とも、表現の方法は違つておりますが、そう大きな食い違いはなからうと思ひます。これはもうわれわれ日常一挙手一投足がすべて政治につながりを持つておるのであります。そういう議論から行きまして、経済活動よりも政治的にはつきりした方がいいではないかという議論も一応成り立ちますが、そこに今までの農村の組織化が停滞した大きな原因があるのではないか、そこを反省しておるつもりでありますので、この点は御了解を願ひたいと思ひます。

一党一派に偏する傾向があるが、そういうことのないように規定すべきではないか、こういう御趣旨の御質問であつたと思ひますが、私は先刻、組合と政治団体との関係について申し上げましたが、どの党を支持するということ、どの党の政策を支持するということ

ということは、私は違ふと思ひます。党を農民組合が總會において支持するということになりますと、これは非常な弊害がただちに出て来る。どの党のどの農業政策が農村にいいのかわからないかというところを、組合の民主的な機関に諮つて決定すべきものである、こういうふうな私は見るのであります。それがまず第一段階である。そしてそういう段階を経て、組合を組織しておる個々の農民の政治的自覚、政治的理論の発展によつて、あるいは保守党の好きな者は保守党に行く、革新党の好きな者は革新党に行く、この意思によつて進んで行くべきであらう。従つて一党一派に偏してはならないということとは、民主主義の原則をそれによつて曲げることにもなりますし、そのこと自体は農村の発展に寄与しない。むしろそれは自主的などの政党を支持するということよりも、私は日本の現状においては、農民組合であらうと労働組合であらうと、まず政党政治に対する判別の第一着手は、政党の持つ農業政策とその政策を実現するところの情熱あるいは実行力を持つておるかいないかということから、農民の判断を自主的に決定せしむべきではないか、それ以上、政党を支持する、支持しない、どの政党がいいか悪いかということとは、農民でなくとも、国民の一人として当然判断するのであります。この経済活動を行う農民組合について一つの政治団体との関係を規定する場合に、飛躍があつてはならない。今申しましたように、特定の政党が掲げたその農業政策を見て、それが農村のためにいいか悪いかという考へ方が判断の出発であり、そしてそれは

民主的な組合の機関において支持がきめられることになるところが、私は現段階ではなからうかと思ふ。しかしこれは地方の実情によつていろいろ違ひますから、必ずしもそれによつて強制して行く考へ方もありませんし、また本農民組合法案を通過していただきますればわかりますように、この法案がかりに成立して実施になつたといつても、いやならばこの法律の適用を受けなければいい、今のままでやつてもいいのであります。そういう点においてこの法案は何ら農民に一つの強制を行わんとするものではなくして、農民の意思によつて組織がつくられ、そのつくりだされたものが、この組合法の適用によつて保護を受けようと思へば、これによる承認をとればいいのであります。その必要のないものについては、現在あるような農民組織でそのまま農民活動を行つてよろしい、こういうことにならうかと思ひます。その点はそういう意味において御了解を願ひたい。

第三点の農業委員会との関係いかにいうことであります。これは一昨日の公聴会において中央農業会議の中村事務局長が正しく指摘されました。農業委員会そのものは自主的な農民の組織であるのか、あるいは国の行政機構の末端であるのかという点になりますと、両者の性格を持つておるような複雑な現在の機構であります。すなわち市町村農業委員会が現在行つておる農地行政については、農地法に基づいて国の農地行政を担当しておる、それに国は必要な経費を支出いたしておることは、足立委員も先刻御存じの通りであらうと思ひます。これをつか

民衆的な組合の機関において支持がきめられることになるところが、私は現段階ではなからうかと思ふ。しかしこれは地方の実情によつていろいろ違ひますから、必ずしもそれによつて強制して行く考へ方もありませんし、また本農民組合法案を通過していただきますればわかりますように、この法案がかりに成立して実施になつたといつても、いやならばこの法律の適用を受けなければいい、今のままでやつてもいいのであります。そういう点においてこの法案は何ら農民に一つの強制を行わんとするものではなくして、農民の意思によつて組織がつくられ、そのつくりだされたものが、この組合法の適用によつて保護を受けようと思へば、これによる承認をとればいいのであります。その必要のないものについては、現在あるような農民組織でそのまま農民活動を行つてよろしい、こういうことにならうかと思ひます。その点はそういう意味において御了解を願ひたい。

第三点の農業委員会との関係いかにいうことであります。これは一昨日の公聴会において中央農業会議の中村事務局長が正しく指摘されました。農業委員会そのものは自主的な農民の組織であるのか、あるいは国の行政機構の末端であるのかという点になりますと、両者の性格を持つておるような複雑な現在の機構であります。すなわち市町村農業委員会が現在行つておる農地行政については、農地法に基づいて国の農地行政を担当しておる、それに国は必要な経費を支出いたしておることは、足立委員も先刻御存じの通りであらうと思ひます。これをつか

民衆的な組合の機関において支持がきめられることになるところが、私は現段階ではなからうかと思ふ。しかしこれは地方の実情によつていろいろ違ひますから、必ずしもそれによつて強制して行く考へ方もありませんし、また本農民組合法案を通過していただきますればわかりますように、この法案がかりに成立して実施になつたといつても、いやならばこの法律の適用を受けなければいい、今のままでやつてもいいのであります。そういう点においてこの法案は何ら農民に一つの強制を行わんとするものではなくして、農民の意思によつて組織がつくられ、そのつくりだされたものが、この組合法の適用によつて保護を受けようと思へば、これによる承認をとればいいのであります。その必要のないものについては、現在あるような農民組織でそのまま農民活動を行つてよろしい、こういうことにならうかと思ひます。その点はそういう意味において御了解を願ひたい。

まえて農民の民主的な組織であるといふことは、その面に関する限りにおいては、民主的な形態をとつておることは事実でありまして、これが農民の自主的、民主的な組織だ、従つてこれが農民の利益代表機関であるという断定を下すことは、これはいかうの立場に立つ者といへども困難ではないか、私はかように思ふのであります。しかも今度のこの複雑な内容を有する農業委員会法の一部改正案は、これを農民の利益代表機関と規定し、そして中央官庁に対する建議あるいはその諮問に應ずる、こういう一つの農民利益代表機関的なものを与えんとするところに、今度の農業委員会法の改正の非常な根本的な矛盾と申しますか、問題点があるのではないかと。しかもこれには国が相当額の補助を与えておる。国の補助を受けたものが、時の権力者に対して正当な意見を述べ得るかどうか、すなわち国の経済的、財政的保護を受けておる団体が、眞の農民の声の時の権力者に向つて、あるいは社会に向つて発表し得るような気魄が現在の農業委員会に求むることが可能であるかどうか、また改正されたこの法案が通過したあかつきにおいて、そういうふうになり得るかどうかといふことについては、私どもは残念ながらノーと言わざるを得ない。先日の中村事務局長の陳述の点を私まつた同様に思ふのであります。

〔芳賀委員長代理退席、委員長着席〕

そこで私はこの際、私どもの農業委員会の改組についての基本的な考え方を申し上げておきますならば、まず農業委員会の持つてゐる農業技術、農地

問題の処理、米の供出の事務、この三つの農業委員会の持つてゐる任務を、これは仮称でありまして、農地委員会等の、農地を専門に取扱う、いわゆる行政的な機能を十分に發揮し得るよう、この際政府は農地法を改正して、元の農地委員会の姿を基本法である農地法に織り込んで、そして農業委員会の職員はこれによる吸収によつて、一元的に農地法に基いて農地問題が処理されるような、進んだ構想を政府はむしろやるべきではなかつたか。これを怠つて、議員立法に依存をして当面を糊塗するがごとき態度は、おそらく政府の怠慢であつたと私は思ふ。もつとこの点については、日本の農地問題の現状を直視し、いかに各地における紛争がたくさんあるかといふことを、政府みずからも知つておきながら、これに對して技術的な対策を怠つたといふところに、私どもはこの農業委員会法に對する基本的な問題点として考えざるを得ないのであります。そのことによつて、末端における農業委員会の農地担当の書記の身分の保障等もできず、進んで従来の長い経験を生かして使つて行くことができないのではなからうか。こういう点をまず第一点として考え、第二点の農業技術の問題については、今度の農業委員会法改正案が非常に問題をはらんでゐる。それは経営指導員として当初政府が考えたものを、提案者によつては職員といふあいまいな言葉を使つて、そしてこの二つのものを残そうとしておられる。これは農業技術のあり方に対して、すつきりとした考え方を当面糊塗して、これをとお茶をにごさうといふ意図があるのではないかとすらわれ／＼は考えざるを得ない。むしろ先日の公聴会にお

いて、京大の大槻博士がこの席から述べられたように、私はブロック程度までは改良普及員、高度の専門技術普及員が国の財政支出によつて設置せられ、この専門技術員の技術を受入れる体系として、いわゆる村の農業技術員の制度が確立をされ、その確立された農業技術員の身分は、私は生産から販売までという立場から、農業協同組合にこれは一元化するべきものである。これはあくまでもその村の世話やきであり、ただ単なる高度の農業技術員ではなくして、夫婦げんかの仲裁までやる、ほんとうの村人の選んだ村人の技術員、そういう意味で、世話やき活動を含めた広い意味における農村の専門的な世話やきと、これに技術、経営を持たせたならば、さらに鬼に金棒であるが、そういう一た者を村に配置し、高度の専門普及員、技術員の指導を、これを村の情勢に咀嚼して現地に実施して行く、そういう形を私は打出すべき性格のものではないか。そのことによつて農業委員会を否定するのではなくして、農業委員会の機能をさらに高度にあげながら、しかも現在農業委員会がねらつてゐる一つの目的を十分に達成し、伸張して行くことができるのではないか。米の供出に関する事務の問題につきましては、もと／＼農業委員会のないときには、食糧調整委員会の機構において、十分これは食糧管理法の一環としてなされた実績もございまして、従つてこれは町村の行政の一環とし、食糧管理法との関係においてこれを明らかにいたしますならば、いわゆる現在の農業委員会が担当しており、ます食糧供出、農地事務、農業技術、

こう三つがそれ／＼と心得て解決ができるのであります。こういう考え方が、農業団体の再編成の私どもの基本的な考え方であり、そこに農民組合法案が成立することによつて、これと相まつて農民の利益機関としては農民組合が単一に當つて行く、こういう形が眞の農業団体の再編成の一つのあり方ではなからうか。考え方はなからうか。そういうふうな考え方は、のでありまして、われ／＼が形式的に農業委員会をぶつつぶせとか、あるいは農業委員会に對して非常におもしろからぬ考え方を持つておるといふふうには、眞摯な立場から考えて、農業委員会の機能を、当面を糊塗することではなくて、これを正當に伸ばして行くことを、眞剣に考えましたがゆゑに、ここにきて農民組合法を提出いたしました。この間の調整しようといふことにいたしましたような次第でございまして、

○足立委員 提案者の御熱心な御答弁を拝聴いたしました。提案者がこの農民組合法案において、農民組合のあり方について非常に良心的にお考えになつておることについては私もこれを認めます。私はここにちよつと例をあげて申し上げてみたいと思ひますが、私がアメリカのグリーンズという農民団体の参りましたときに、その政治活動の状態を質問いたしました。ところがグリーンズの会長は、たしか共和党員、副会長は民主党員、私は実ははとが豆鉄砲を食つたように驚きまして、それで一体政治活動がうまく行きますかと尋ねたところ、その会長が答えて言うのには、私は共和黨員で、私の家内は民主党員だが、家庭は

ちつとも困らない、家庭の生活には何ら関係はないのだ、こういうふうな割切つたお答えがありまして、私どもも驚いたり感心いたしました。たゞのことでございまして、この例をもつてしてもおわかり願ふと思ひます通り、提案者自身もお考えになつていらつしやいますけれども、農民の経済的地位の向上並びに社会的地位の向上につきましては、政党的なイデオロギーにこだわらずに、これを排除して純粹に農民の経済的地位の向上並びに社会的地位の向上といふ一点から集約して参りますれば、おのずから集約するところはまとまり得ると思ふのであります。で、むしろこういう農民団体は、政党を使うといふと、語弊がありますが、政党を動かして、みずから民主的にきめた政策を、各種の政党に食ひ込んで、政党をしてこれを實現せしめるといふ方向に少くともアメリカでは動いておる実情を見て参りました。私は民主政治下における農民団体の政治活動のあり方が、かくのごとくあることが一つモデルではないかと思つて参つたのでございまして。ただいまの提案者のお答えも、今私が申し上げた経済的地位の向上並びに社会的地位の向上を重点に置いて、政治活動は表面に出さないといひますか、二の次にして、一党一派に偏する政治活動を農民組合が行うことはよろ／＼な弊害があるから、これを排除して行くのであるという良心的なお考え、また法案に盛り込んでおります趣旨につきましてはこれを了としますものでございまして、提案者の御答弁の中に、政党が立てた農業政策を取捨選択して農民組合がどの政党を支持するかといふことを決定するのであると

いうお考えが、私が今申し上げた例にかんがみまして、若干提案者のお気持ちが、私とはその点が食い違つておるのではないかとこの点を憂慮いたすのであります。私がかようなことを申し上げたのは、提案者がおつしやつておるうちに、政治活動を主とするものは排除する、この農民組合法によつて農民組合を設立し、あるいはできたものが承認を受けようとするものは、受けられまい、受けたくないものは受けずらば、従来通り一党一派に偏してもつぱら政党的な政治活動を行う、これは自由であるというお考え、これは非常にまじめなお考えでございますが、私が上げたような農民の一般的な、共通的な利益を守るために政治的に活動を行わんとする、こういう農民団体が、今提案者が御説明になつたような自由であるというお考えで、はたしてこの農民組合法が実現されたとした場合に、全国の農民を打つて一丸とする強い政治力がここに生まれて来るかどうか、これなくして農民の地位の向上はあり得ないと考えますがゆえに、そこに失礼ながら提案者自身の気魄と、それだけの用意と覚悟が足りないのではないかと私は感じたのであります。この点を重ねて簡潔に御答弁を願いたいと思ひます。

○足鹿委員 少し気魄が欠けておるのではないかという意味でありますが大いに激励を受けて、足立委員も賛成をさせていただく前提として大いに御注意をいただいたと思ひまして、そういう趣旨において大いに了解をいたしたわけであります。現在の農民組織が一党一派に偏しておるものはそのまゝに入らぬ、新しく入るものは入れ、入らないものは入らなくともよろしい、こういうことは十分ではない、私もそれは足立委員の御指摘の通り考えます。しかしながら、今日この困難なもとにあつて現存する農民組合というものは、一朝一夕にしてできたものではありせん。三十年ないし四十年、綱島委員等もよほど以前には熱心にこの農民組合の撫育、育成に身を挺しておられたことのあることも私は存じておりますが、そういう長い日本の歴史の上に立ち、伝統の上に立つて、人間と人間とのつながりにおいて、辛うじて現在農民組織は生きております。これをもつてただちに一党一派である、特定の政党にひものついた農民組合であるというふうな論じ去ること、血のじむ農民運動の所産によつて現在までささえて来ておる農民組合の指導者や、あるいはその指導者の傘下にある農民に対するあたたい言葉ではないと私は思ひます。これをただ単に政党支配である、政党の下請機関であるというふうなけなし去ることではなくして、そういうことにならざるを得なかつた今までの歩んで来た道——現在の政党におきましても、国民の聲をかうようなおもしろくない動きも一部には起つておることは国民もよく知つておりますが、しかもそれが一挙にして改善できないところに日本全体としての民主主義の段階がある。従つて農民の場合においても、農村の現段階がそこにあると私は思ふのであります。そういう趣旨において、その伝統と経過を尊重しながら、そして未組織の農民に、この組合法によつて保護助長して組織をつくり、その結果自然

の形において農村の大同団結が行われ行く。その大同団結の中心になり得るものは、——政治的野心やあるいは自己の利害によつて今までの戦後の農民運動を指導した人々がすいぶんありましたが、この困難な情勢下にあつてはほとんどそれらの者たちは雲霧散消して参りました。真に農村を愛し、農民を理解し、ほんとうに農民に対するあたたいヒューマンズ的なものを持つ指導者や、あるいは社会主義的な考え方を持つ者や、あるいは農本主義的な考え方を持つ者、考え方にはいろいろありますが、現在残つておる農民組合及びその指導者たちは、いろいろな角度から見てあるいは批判する余地はあるうといひましたが、つばな指導者であるうといひは思ひます。それらの人々を、一党一派の農民組合であるとして否定されるのではなくして、これを勇気づけ、大きく角度はかわつてもこれを全国的に盛り上げて行く。そこに大きな農村と論が構成され、時の政府といへども、政党といへども、農民組合の出処、その態度を無視しては国の農政が行えない、こういうところに盛り上つて行くことによつて、真に農村の民主化と日本農民の福祉の増進と権利の伸張があり得るのではないかと、そういうふうな私どもの考へておることを御了解願ひまして、御答弁にかへたいと思ひます。

○綱島委員 ただいままで総論的なことを伺ひましたが、次に条文についてお伺ひしたいと思います。

第四条の規定でございますが、この四條の規定を拝見しますと、団体交渉と団体協約の範囲でございますが、その二のところに「又農産物の価格」、この形において農村の大同団結が行われ行く。その大同団結の中心になり得るものは、——政治的野心やあるいは自己の利害によつて今までの戦後の農民運動を指導した人々がすいぶんありましたが、この困難な情勢下にあつてはほとんどそれらの者たちは雲霧散消して参りました。真に農村を愛し、農民を理解し、ほんとうに農民に対するあたたいヒューマンズ的なものを持つ指導者や、あるいは社会主義的な考え方を持つ者や、あるいは農本主義的な考え方を持つ者、考え方にはいろいろありますが、現在残つておる農民組合及びその指導者たちは、いろいろな角度から見てあるいは批判する余地はあるうといひましたが、つばな指導者であるうといひは思ひます。それらの人々を、一党一派の農民組合であるとして否定されるのではなくして、これを勇気づけ、大きく角度はかわつてもこれを全国的に盛り上げて行く。そこに大きな農村と論が構成され、時の政府といへども、政党といへども、農民組合の出処、その態度を無視しては国の農政が行えない、こういうところに盛り上つて行くことによつて、真に農村の民主化と日本農民の福祉の増進と権利の伸張があり得るのではないかと、そういうふうな私どもの考へておることを御了解願ひまして、御答弁にかへたいと思ひます。

ういう規定がございます。そうしてその二の末尾のところに「購買者であつて経済的に独占的地位を占める者」、こういう規定があるのであります。これは農産物のうちの主として問題となつて参りますものは米でございますが、この米を国に売り渡す場合、これに對して農民組合の団体交渉権、団体協約権を獲得しようという御意思で立法されておるか。もしそうだとすれば、食糧管理法との関連はどうお考えになるか。それから組合員以外の者の売り渡す米穀と、組合員の持つ米穀との関係についてどういふ規制をお考えになるか、その点をお伺ひいたしたい。

○足鹿委員 第四条の二号でございますが、私も先刻綱島委員の御質問に對しお答えしましたように、米の場合もこの法律に盛り込まれたのであります。すなわち國が一定の価格をもつて強制的に買い上げる、すなわちそこに一種の売買関係を生ずる。一定の価格で、自由なる価格の構成ではなくして、政府の一方的意思によつて決定された米の価格で買い上げるのでありますから、特殊な、変形された一つの流通過程ではありましても、明らかに一つの売買関係にある。これは食糧管理法においても、その思想がはつきり条文の上においてもありますので、そこでは行い得るものと私も考へております。但し団体協約を締結するといふ場合になりますと、ここに憲法上のいろいろの問題、国会審議権との問題等いろいろの問題が出て参りますので、残念ながらこの点については法文の上には載せておらないのであります。

が、団体交渉は私どもはでき得るものだ、こういうふうな考へております。また表の場合は政府が一つの特定価格で買上げを行う、その価格が市場の価格構成の一つの標準をなす、それによつて市況が大きく変動する。従つてこの表の場合は統制が撤廃されておるものでありますから、特に米の場合と異なつた事情にあると思ひます。そういう点で、この点については先刻お断りをいたしましたように、十分なる検討を行つたのであります。これを法文化する上において非常に問題が残りましたので、残念ながらこれを制ししておりますが、この点等につきましては、本法案を幸ひにして成立せしめていただきますならば、よりよきものに皆様方の御協力によつて仕上げて行きたい、こういうふうな考へておるようなわけであります。

○綱島委員 大体これでわかりました。よろしうございませう。

○井出委員長 農民組合法案に關しては、他に御質疑はございませうか。

——それでは一応午前中の會議はこの程度にいたしまして、暫時休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後三時二分開議

○井出委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

質疑を継続いたします。芳賀貴君。

○芳賀委員 私は農協法の一部改正に對する昨日の質疑に續いて、金子委員に質問をしたいと思ひます。きよの質問の要点は、主として農業協同組合中央會に關する件に問題を移したいと思ひます。まず中央會の性

格であります。これは今までの農業協同組合法に基く都道府県段階の連合会である。全国連合会などにおきましても、主として非営利的な協同組合の陣営の中における経営の指導、あるいは教育、啓蒙、そういう点は全指連である。地方の指導連等において行つて来たわけであり、今度の改正案により、全国中央会並びに都道府県中央会がこれらの事業を行うということになるわけであり、そういうことになり、既存の全国指導連合会あるいは都道府県にあるこの指導連合会等は、この法律の改正によつてどのような影響を受けるかというところを、まずお伺いしたいのであります。

○金子委員 中央会ができることによつて、現在あるところの都道府県の農業協同組合指導連合会という姿はどうなるかというところであり、これは今の、全部とは申しませんが、全国の農協指導連のあり方が、その定款にきめた通り間口の非常に広い事業分量というか、方向を持つ。しかも全国の指導連にいたしましても、各県の指導連にいたしましても、指導事業の性格から行きて、どうしてもその負担金の納入に相当の困難を来している。従つて財政的にも、全国を通して非常に赤字を生んでおり、しかも経済団体でないから、この赤字をいつどういう形で埋めるかということも困難になつておる。いわゆる指導連の行き詰まりの一つの打開策のような形においても中央会に移行するような考え方も考えられるのであります。従つて中央会ができることによつて、今の指導連の大部分のものが指導連から中央会に移行

するといふ形がとられると予想しておるのであります。しかしながらその指導連を命令をもつて解散するとかいふようなことは、現在持つておる指導連の赤字を政府が何らかの形において援助できるならば別として、その目安が立つまでは解散を命ずることはできませんので、形だけはその後においてもある。しかしながら機を見て財産整理と同時にいづれ解散して行く、そういう条件は、この法律にあります。一つ、この中央会ができてから後は、その中央会と同じような性格を持ち、同じような仕事を協同組合連合会といふものは許可しない。こういう消極的な形に置いてあるわけであり、従つて結論を申しますと、大部分のものは中央会に移行することを予想しております。予想いたしますが、移行しないものに対しては強権をもつて解散せざるを得ないものももちろんいたしてはおりません。自然に自発的にそれが整理されることを希望しておるわけであり、

○芳賀委員 ただいまの御説明により、現在あるところの全国指導連あるいは地方の指導連等においても、もうすでにその本来的性を失つておるといふことは、固有の性格、有機的な力を十分發揮することができないような段階まで来ておる。そういう点に対しては私も同様な判断をしておるわけであり、中央会をつくるという一つのねらいは、現在の全指連あるいは地方の指導連等がある意味においては救済する。存在意義をもうすでに消滅しようとするような微弱な今の連合会の形を、中

央会という形態に切りかえることによつて、そうして余命を保たすといふようなねらいが多分にあるように考えられておるわけであり、聞くところによると、全指連並びに都道府県の指導連の赤字といふものは大よそ二十億にも及ぶといふことであります。これが、これらの非営利事業を行う連合会が、なぜ今までそのような赤字を累積せざるを得なかつたかといふような原因については、十分これを究明する必要があるのではないかと考え、その点はむしろ政府当局から御説明をお願いしたいと思つておるわけであり、

○谷垣説明員 指導連の赤字が二十五億といふお話がございまして、たけれども、私たちの調べでは、実際はそれほどになつておりません。今までのところ赤字連が二十一、二ござい、ます。大体一億少しぐらいの赤字であるかと思つております。赤字の理由は、御存じのように各県の事情によつて非常にまち／＼ござい、ます。と申しますのは、いわゆる指導連と申しましても、いわば中央会の事業と重複いたしまして、純粋な指導権を持つていた以外に、相当幅の広い仕事をやつておる県がかなりござい、まして、そういうような事情が相当ござい、ますので、たとえば病院をやつておるようなものの中へはござい、ますし、農村工業的なものをやつておるものもござい、ますし、相当性格が各県によつて違つております。そんな状況で、一概に赤字の原因を申すわけにはちよつと行きかねるかと思ひ、

○委員長退席、福田(喜)委員長代理席 非常に大きな赤字を持つております連合会、たとえば三千万程度を持つものが一番大きいのであります。それらの内容は、今言いましたような特殊な事業等に基くものの中に入つております。す。

○芳賀委員 もう少し具体的にお伺いしておきたいと思ひますが、たとえば全指連の場合においては、いまだに二十九年度の予算等の編成がでないといふことを聞いております。その一つの大きな理由は、中金が指導連に対する負担金の支出をがえんぜざるがごとき態度をとつておることもその原因であつたように聞いておるわけであり、すが、どういふわけで全指連は同じ協同組合の陣営の中において不振を招いておるかといふところにも問題点があると思つております。これらの点について当局はどのような見解を持つておられるか。

○谷垣説明員 全指連の二十九年度の予算につきましては、編成をいたしているわけであり、ただ御存じのように総合指導組織といふか、いわゆる中央会といふような組織になるかと思ひますが、その問題が昨年十月の全国協同組合の大会、あるいはそれ以前にいろいろ／＼やられた各種の農協の集まり等でいろいろ議論があり、まして、それで法律に基く中央会、つまり協同組合の中央会に関する法律が累次の御審議を経ましたにもかかわらず、審議未了になつておるような状況であります。な、そういうものの中のみ期待することなく、協同組合の内部で自治的に総合指導組織をつくつて行こう、こういう動きが昨年の暮以来協同組合の内部で議論されていたわけであり、また、そういう動きが片面にありまして、はた

してそういう動きによる全国の指導組織がいつの時期にどのような形でできるかといふことは、各県の段階等いろいろ／＼と議論はあつたようであり、すが、いわば活動中であつたといふような状況でござい、ます。片面でいふ事情がござい、ますので、時期的に二十九年度の予算を立てます場合、それぞれの関係者あるいは全指連当局にもそういうものがあつたかと思ひますが、そういうものがいつできるであらうか。七月にできるのか、九月にできるか、そういうような点、九月にできるか、それがござい、ましたので、二十九年度の予算を編成いたしました場合に、その面から来る顧慮がいろいろあつたように存じております。ただし、それだからといひまして、全指連そのものの二十九年度予算が成り立つていないといふわけではないのであり、まして、二十九年度予算は成り立つておるものであります。今申しました自主的な指導組織を編成したらどうかといふ片一方の動きが、ちよつと予算を立てる時期に符合して参つておりましたので、それらの関係を顧慮いたしまして、いろいろと議論があつたのを、今芳賀さんのおつしやいましたようなふうにならされておるのではないかと、そういうふうな想像いたします。

○芳賀委員 ただいまお話の中にある法律ができなくとも、全指連の動きの中からは、自主的にかかる形態の組織への発展を試みなければならぬといふような動きが強く出ておつたこと、は、自分たちもこれを認めておるわけであり、すが、そういうふうな団体自身、組織自体の中からそのような強い

意欲が出て来るというような場合においては、むしろこの情勢を助長するといふような立場で守つてやることの方が大事でないかと考えられるわけでありますが、この法律によりまして、ただ単に一つの救済的な意味においてこの法律の成立を急がれていると考えられるわけでありますが、この中央会ができた場合においては、しからば現在までの全指連並びに都道府県の指導連の赤字はどのような形で減消して行くのか。その点に対しては、提案者のお考えもあると思うので、金子さんはどのように処理されるつもりであるか。

○金子委員 現在持つている指導連の赤字をどういうふうに解消するかという点につきましては、政府がさいぜん申し上げたように、この赤字のしりぬぐいをしてやるとか、助成するとかいうようなことについて、提案者として具体的な確信を持つておりません。それならばなぜこうやるかという点、このまま推移して行きますと、より以上赤字はふえて行く、決して減らない。だからこの際一つのピリオッドを打つた方が、まだそのあとの解決がどういふふうにするにしてもしやういという考え方を持つていくわけでありました。それから自発的にできているのに、なぜこの際それを法的なものにして救済するかという点であります。私は中央会のあり方に対して救済という考えだけに全部を置いていないのであります。提案者自体の考え方を率直に申し上げると、提案者としてこの法律を出しておきながら、別な考え方を持つていくことは非常に矛盾のようでありまして、しかしながら、ほ

かものとのかね合い、あるいは一つのよりベターという立場から提案したのであります。中央会のあり方に対しては、過去の経験から行きまして、あるいは現段階の指導連のあり方を検討いたしまして、どちらの面から見ても、全国各町村には、経済行為としては社会的にはそれほど重きをおいておりませんけれども、購買、販売、利用のほかに、信用事業まで四種の兼営をやるといふことは、経理の上にも、経営の上にも、その複雑性から行きますと、単なる農業経営だけに邁進した農家の人たちが選挙によつて組合長なり専務になりまして、その一切の経営を切り盛りして行くことは容易なことではない。従つて、計数の整理であるとか、あるいはそのあとを振りかえつてみる決算に対する事務とか、あるいは監査に関する事務とかいうようなものは、もつと指導的な立場にある者が、指導というか、むしろ援助すべきだ。銀行のようなものに対しては、銀行局が一つの局をもつて監督をしておる。それなのに、協同組合の部面におきましては、監督指導の面が非常に薄い。しかもこれだけ大なる協同組合の組織に対して、現在の中央あるいは地方庁における協同組合の監督指導の機関が非常に貧弱だ。そこでこれを達成させるためには、一面には政府なりあるいは地方自治体が、協同組合の育成に対して指導監督をするというよりか、むしろ援助をする、経済的にはもちろんありませんが、経理面、経営面の援助をする機関として、中央会というものを持つたわけでありまして、従つて、中央会の性格というものは、民主的な協同組合という立場をもう一

歩前進した、少くともこの協同組合の監督指導という面においては、指導機関の援助機関というような別々の性格を持つた、言いかえれば協同組合法の外に中央会というものを持つことが正しいのじやないかという感じさへ、私人としては持つております。しかしながらそういうような構想を実現するためには、時間的に間に合いませんし、それから、たゞこの協同組合の中に置くといふことは、率直に申し上げまして大体において前年度政府の出したものを、ほとんどまるのみのような形で、焼直しのような形で出しておるのではありませんが、それでも現在の指導連をこのまま置くよりはましだといふ、率直な考え方を申し上げまして、答弁にかゝる次第であります。

○芳賀委員 ただいまの提案者のお気持というのは、ある程度理解できるわけでありまして、ここで尋ねたいところは、都道府県中央会の場合においては、他の購買事業、販売事業等を行う連合会の場合においても、この組織構成は、結局市町村の協同組合であるといふことになるわけでありまして、その場合、結局は末端の協同組合が健全化されて、それが更に組合員であるところの農民の利益になるというところが、究極の目的であると考えられるわけでありまして、わが国の協同組合の形態というものは、いわゆる占領政策によりまして、全国あるいは都道府県段階における協同組合の組織形態というものは、非常に細分化されたわけ／＼は感じておるのであります。今の段階におきましても、相当緩和されましたが、たとえば指導事業を行うものと経済事業を行うものと、信用事業を行う

ものと、また共済事業を行う団体は、他の事業を兼営してはならぬという規定も、この法律の中に出て来ておるわけでありまして、そういうしますと、都道府県段階はどうしても大体四本建くらしいになるわけでありまして、かかる指導形態の連合会あるいは中央会等は別といたしまして、あるいは金融、経済、生産等の事業といふものは、循環して一つの構想のもとに、一つの組織体の中において総合的に営まれるといふことが必要なことではないかと考えておるわけでありまして、この点に対しては、提案者はいかようにお考えになつておりますか。

○金子委員 今度のこの法律によつて、共済に関する連合会を単独連合会にいたしまして、現行法による信用事業と、他の経済事業を、県段階において一緒にしてはならない、こういうことになりまして、資金関係の団体が二つ、それから事業関係と指導関係という四本建になるわけでありまして、しかし今度できます中央会の場合は、並列された事業団体というか、その上という語弊がありますが、上のような立場に立つて、全体の立場に立つて総合化して行く。そこで今この法律が改正されたとして問題になりますのは、共済組合連合会と信用組合連合会が、他の経済事業機関と一緒に行くべきか、行かないことが適当かということが論点になつて来ると思つております。ただいまの芳賀委員の御質問の問題は、今後非常に重要な問題だと思つて、わが提案者としての私の考え方は、今、経済連という名前が一番多く使われておると思つて、いわゆる一切の経済行為をやるものを、かりに

総合的に一本化したとする場合に、将来県段階においてたゞ一つ残るものは信用組合連合会、いわゆる信連が残るわけでありまして、この県段階における信連といふものが健全化されたならば、事業連合会が総合的に地域協同体的な性格を強く持つて一つのふところの中で運営することが最も高度の機能を現わすと思つて、ただこの問題をそうするためには、その経済団体の実態と、それから信用事業、経済事業を一緒にしたための間違ひをどうして未然に防ぎ得るかという点に対して一つの考慮を払わなくてはならぬことはもちろんであります。理想としては信用事業は経済事業と一緒にしてもよいという見解を私は持つておるわけでありまして、しかしそれは私の理想でありまして、現段階においてすぐそれをやるということは、まだ申し上げられないのであります。もしそうでないとするならば、今の各信連の信用事業が――きのう川俣委員が大分それを指摘したようでありまして、現在の農村金融というものに農林中金があり、農林中金の出張所があり、県の段階に連合会があり、その連合会の出張所があり、その下に単位組合がある、こういう五段階の金融の系統機関があるといふことはもちろんばかげたことではあります。もし県の段階において総合化することが矛盾だといふならば、県の段階における信連といふものは、いらないことになつてしまふのであります。提案者の考え方としては、これはこの法案に直接の関係のある問題じやありませんけれども、将来の考え方としては、健全化されたあかつきには、県の信用事業は経済事業と総合的

に運営するべきものである、こういう考え方を保持しておるわけでございませう。

つしやる通りの問題が出つつある。というのとはどういふことかという、一体今のような指導連で行きますと、経済連も信連に對しては頭が上らぬ。単位組合も信連から借入金が多くなつておるところは、一切御無理ごもつともで行くといふことになると、一般資本主義社会における金融面が一つの王国をなしたと同じように、協同組合の陣営においても、信用事業を持つ人たちが一つの法皇のような形になつて来る。しかも各県の事情を私は見ておりますが、信用事業を持つ人自身が単位組合の監督機關になつて、経営の中に手を入れて、そして経営がよろしいとか悪いとか、それによつて金を貸すとか貸さぬとか、いわゆる金を貸すといふ一つの恩典を持つておるために、その人自身が単位組合の相手方の経営の監査、あるいは指導にまで入るというところ、これは実例がたぐさあります。そうなりますと金融的な立場からのみ融資なりあるいは経営の指導をいたしますと、それは協同組合の持つ、多分に社会主義的な一つの感覚の上に立つて、経営を運営しなければならぬものがまつたく営利会社の経営と同じようになり、もうからぬことはやめなさいといふような指導に移りかわつておると、非常に困つたことだと私は思つておるのであります。そこでそれを防ぐために、そういうふうな組合の経営に對する指導なり監査といふものを、その金融資本というふうなものの中であらうとする意図が今出ておりますので、そういうことをやめて、別な指導機關なり監査連合会のような形のものをしてこの際一日も早くつくる必要がある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○芳賀委員 私がお伺いしておる点は、この改正案によりますと、全国段階、都道府県段階においても、協同組合の連合会というこの系列の中において特に中央会なるものが優位性を持つておるといふことになつておるわけでありまして、そういうような優位性を与えた場合においても、ただいま提案者も言われたように、同じ事業連であるいは金融連においても、これは端的に言へば経営主義的な考え方から出た点であると考えますが、全国的にこれをながめても、金融事業を持つておる連合会というものはどうしても一つの優位性を持つておる。それはただ金融資本的なところから出た優位性であつて、それらは他の事業連あるいは指導連等もある意味における権力的な支配さえも行つておるといふうに感ぜられるわけでありまして、そういうことになりまして、全国あるいは都道府県段階に中央会ができて、系列の上においては優位性を持つておるといたしまして、結局その組織の内面において、有機的に活動できる効果なり経済的な基礎というものが確立せられない場合においては、所期の目的を達成することができないのではないかと私は考えるわけでありまして、その点に對しましては金子委員はどのようにお考えになつておりますか。

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○金子委員 今の指導連が非常に開口の広いものを掲げて、そして組合の経営内容あるいは指導というものに欠陥がありますから、そこでむしろ私はその点につきましては、今芳賀委員のお

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○金子委員 どのくらいの期待を持てるかという問題であります。私に断言するわけに参りませんが、少くとも私の期待をいたしましては、政府から助成助成といふけれども、提案者の考

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○足鹿委員 この際、ただいまの芳賀委員の質疑に關連して、政府に一点伺つておきたいのであります。それは第七十三条の九、「中央会は、その目的を達成するため、左の事業を行う。」と述べて、六項目にわたつて記載をいたしております。そこで過日の公職会の際にも、大槻参考人がある意見を開陳しておりました。すなわちこの中央

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

○小倉政府委員 中央会の農政等に關

ある、そう考えております。それがよりベターでも中央会というものをこの際組織化した方が全国協同組合のためにもなる、こういうふうな提案者は信じておるわけであります。

かように存するのであります。また行政庁に建議できる、こういう法文に基くものについては、組合に関する事項という一つの形式的な制限がございしますが、これも先ほど申し上げましたように、協同組合が非常に広範な仕事を

ありますが、協同組合学校のようなものをまずやって、そうしてこれを中心にして行くことと、それから次の情報問題では、私も常々足鹿君と考え方をまったく同じようしているのでありますが、同じ協同組合の陣営でありなが

のも一緒にあるのだから、それと共同戦線を張ることはよろしいが、この協同組合の中央会というものが、今度農政活動ができるということによつて、セクシヨンを持つて運動するようであるいは意見の開陳に力を入れるようである。

導は政府独自の見解に基いて行われるのであるか、それとも提案者代表の答弁を尊重し、その範圍内においてその趣旨を実現すべく運営をされるものでもありますか。その点はどういうふうにあるのですか。議員立法といひまして

ります。農政の背骨をつくつて行く農集團の背骨に該当する大きな内容を持つ法案だと思ふ。これに對して政府は、議員立法の險に隔れて少し安易な考へになつておるのじやないか。答弁を聞いていてもどうもそういう傾向

がある。こういう点について今後どういうふうに対処されますか。平野政務次官がおいでになつたようでありまして、そこに答弁集があれば、今度はそれに基いて権威ある、統一ある所見を述べてもらいたい。その点、提案者の意思とあなただけの意思と必ずしも一致しない場合、あるいはあなただけが全然気づかなかつたことを金子委員が述べ、そうした場合に、金子委員の意思を今後行政の上でどういうふうに尊重してやろうとするか。たとえば経済連と信連を将来一本にすべきものであるという、金子委員はたゞいま重大な見解を述べておられる。ところが従来しばしば農林当局あるいは関係方面の意見を徴すると、この点については極めて消極的であり、一部には極論として反対をして、われ／＼と議論を闘わした場面もある。そのうち、そういう重大な発言がこの法案審議の上においては、いふぶん出て来ております。これに対して政府はどういう責任を負うのか、また提案者も政府に対して、今後行政運営にどのような責任を持たれるのか、これはこの中央会問題に限らず、議員提案におけるこの質疑というものが行政にいかように今後作用し、これが取上げられるか、基本的な問題でありますので、この点についてしつかりした御答弁をこの際承つておきたい。

○平野政府委員 政府提出であろうと議員提出であろうといずれによらず、法律として成立いたします以上は、まったく同一の権威を持つわけでありまして、政府といいたしましては、本法が成立いたしますならば、その法の命ずる通り、忠実にこれを行うという

以外にないわけでありまして。従いまし、この法の解釈等につきましては、提案者の方々の御意見というものは、すなわち法律の精神でございまして、今後政府といいたしましては、提案者の御意見を速記録等をよく調べまして、それを忠実に施行するように努めたいと思つております。

○足鹿委員 くだいようですが、これは重要な点だろつと思つた。解釈がかりに食い違つた——こまかい場合は問題ありませんが、先刻も芳賀委員の質疑に対して、金子委員が答弁をされた経済連と信連との統合の問題におきましては、きわめて重要な問題です。私も金子委員とまったく同一意見を持つておるのでありますが、従来政府はそういうことに対しては反対しておつたのです。しかしここに新たな農協法の一部改正法が出、中央会の成立を見ようとするときにあつて、これに關連する重大なる見解を提案者は述べております。そこで具体的に伺います。政府は金子委員のたゞいまの答弁を尊重して、その精神で今後行政指導をやり、諸般の施策を講ずる意思があるかどうか、現在経済連の場合、ほとんど人件費と金利に追われ、何ら見るべき経済活動は協同組合で行われぬ実情である。その金利は一体だれがとつておるかといへば、地方の信連がとつておるのであります。信連の金利をかせぐために経済連は人を雇つておる。人件費と金利をかせぐのに経済連は汲々たる実情である。従つてこれは経済連の運営の立場からは、金利の軽減の問題が出て来るが、信連はむしろ頭として、ときによれば

地方銀行よりもきびしい立場に立つてこれに對して対策をやつておる。そういう実情を政府当局で知られないはずはなからうと思つた。これに對して一體どういうふうな善処いたしますか。これはほかの問題と違つて、農業協同組合の指導体系、組織体系の上に大きな問題であります。信連と経済連との統合について、将来そういう方向に向つて進むという御答弁がございまして、ただ今平野さんは、提案者の答弁が優先する、その趣旨に沿うて行う、こういうことを言われたので、具體的な一例として私は伺つておきたい。ほかの小さい問題はよろしうございしますが、その問題はほかがでありますか。

○平野政府委員 政府といいたしましては、本法案が成立いたしますならば、この法の示すところに従つて忠実に実行する以外にないわけにございまして、金子委員の御意見につきましては十分尊重をいたすつもりでございまして、○足鹿委員 それは平野さんちよつと話が違ふ。この法律の問題に關連して中央会というものが、全部の協同組合を全国にわたつてその経営の健全化をはかるために、この中央会というものができる。従つて中央会についてこの法律に出ておるのはきわめて小部分であつて、將來行わんとする事業内容というものは、先ほど経済局長が述べられたごとく、きわめて広汎かつ多岐であります。すべての点についてこの指導がよく行われなければ、これは設立の目的に沿わないのであります。従つて今の次官の御答弁はきわめて冷淡な態度であり、きわめて事務的である。少くとも政務次官としては、今までの

金子委員の答弁を聞かれておつて、今のようないふことで逃げるなんというところは少しおかしい。ひとつ答弁要綱を見ても御答弁願ひたい。どういうふうな善処なされますか。これは今後の一つの例をなすのでありますから、そのつもりで慎重な御答弁をいま一応お聞きしたい。

○小倉政府委員 提案者のいふ／＼な御答弁ないし御意見、これは今後中央会その他の一部改正法案が成立しました場合に、私どもが行政をやつて行きます場合に、この法案の趣旨がどの辺にあつたのかということについての指針になるわけにございまして。そういう意味において提案者の御意見を最大に尊重いたしますけれども、それによる責任はわれ／＼にありまして、提案者にはもちろんございせん。それからこの法案に趣意が出てゐる／＼な問題につきましての御意見が出ますが、中には提案者自身の御意見の部分と、それから法案の直接の趣意についての御意見と、いろいろあるかと思ひます。一概に提案者の御意見全部についてどうこうというわけに参りませんので、法案の趣意上指針となるような御意見については、先ほど申し上げました通りのことを考えております。この法律の解釈なり、法律を運営して行く場合に当然参照しなければならぬようなこととは、提案者のこゝでのお答えがわれわれの最高の指針になるということでありまして、○足鹿委員 法案自体については、今後の運営によつて提案者の趣意を十分尊重する、しかし提案者が個人として持たれるような意見については別であり、こういう御答弁でありました。し

かし金子委員が先刻の芳賀委員の質疑に對して答えたことは、個人の意見なんだというふうなことで逃げられる筋合いのものではない。協同組合中央会の今後行ふ事業の重要な問題について所見を述べておるのである。すなわちこの法案には直接盛られておらないが、組合の健全な発達をはかるためには、提案者はその趣意で法の立案に當り、法制を進行し、この委員会において答弁をしておるのである。それを政府は都合の悪いようなことは個人の意見であつて、法案自体とは関係がないというように逃げるようなこと

で、真にこの法案の目的が達成できずか。今のようないふ／＼うへつり腰は個人の意見だといふ、そういうようなことではこの中央会設立の目標が達成できんと思ひます。今私が一つの事例をあげた信連と経済連との統合の問題は、時間的にただちにやれとは金子委員も言つておらない。そうあるべきであるといふことを言つておる。そのあるべきであるといふこと自体について、政府は同意なのか反対なのか。こういうことについて所見を述べられたいは、思ふ。もつと具體的な問題を述べておるのであるから、当然それについて所見を明らかにしたい。○平野政府委員 政府といいたしましては、法律で定めるところに忠実に従うといふことに尽きるわけでありまして。ただ提案者の方の御意見というものは、法律を施行するに當つての将来の一つの方向をさしておるわけでありまして、政府といいたしましてはそれを尊重して進む、こういう考えであります。

す。

○足鹿委員 将来の問題ではないので

す。私は平野さんがそういう御答弁をなさると、この問題についてはそう簡単には引下れない。第一協同組合中央会をつくつて、監査と経営指導をやれば、立ちどころに協同組合がいろいろなるとお考えですか。現にいろいろものをとつてつくりたいと聞かず、協同組合は瀕死の立場にあるのじやないですか。これに対して施策のほんの一環としてこの問題が出て来ているにすぎない。しかも組合の健全な発達をはかるという事は、現状が不健全になつておるのが多いからである。これに対していろいろ健全な発達をはかるために中央会をつくるならば、当然これに関連した施策を政府は行政府として考へてこの案の提出に同意しては考へておられる。将来の問題だといふことは、現に不健全な運営に置かれて協同組合がたふさふさある。

だからその健全化をはかるために、中央会の設立を、政府も同意してもくろんでおられる。将来の問題じやないのです。現実の問題じやないのです。そういうことを言つて逃げることは、いたずらに答弁を回避されることであつて、私は良心的な答弁ではないと思ふ。現実に協同組合はそういう点で行き詰まつておられる。ただ単に中央会というものをつくつて——組合の監査機能や、経営指導を徹底すればよくなるような効果をわれわれは期待するものであります。これがただちに起死回生の妙薬になるとは思われない。長い時間とどういふ努力が凝集し、また組合がこれを受けて立つ態勢とが相マツチして所期の目的が達成されるのであります。現実がそういうた

れるのであります。現実がそういうた単協なりあるいは経済連、府県段階のその他の事業連はそういう立場に置かれておられる。現に本委員会にかかつておられる整備促進法の一部改正の問題にしましても、私が今指摘した問題等がやはり原因になつておられる。すなわち経済連の事業不振というものは、運営そのものが適正を欠いておられる場合もありましよう。しかし占領政策による組織の分断政策を金科玉条のように守つて、いわゆる預金者の保護を建前とするアメリカの占領政策に乘ぜられて、そうして現在信連と経済連というものを区別しておる。芳賀委員が先ほどかにも指摘したように、地方の信連においてあるいは中央の中金の場合においても、整備、促進する場合にどのような越権行為をやつておられますか。ほとんど地方の事業連というものは、自主性のある経済活動をする余地がない。

現に信連において、預金の全部について事業別の口座を設けさせるような強制をいたしたり、あるいは信連の意思に沿わないような役員が出る場合には、あらゆる表面、裏面の工作によつてこれのひつ込み戦術が行われてきたり、実に目に余るものがある。しかも農協自体の努力によつて吸い上げた金を預かる身分において、何らそういう特権はないはずであります。現在の農協法の出発点における占領政策の示すところから従つて、組織の分断、経済力の分散を行つた。いわゆる農業会当時におけるところの過去の実績から見ると、占領政策がこれの分断政策をいつた。政府は、常に占領政府の行き過ぎをあらゆる機会に言つておられる。しかし

こういう重大な問題については、何ら反省の様子がない。しかもこの中央会の審議にあつたつて、具体的にその所見を述べよといつてもそれは述べられない。そういうことでどうして協同組合の健全な発達が期せられますか。現在における危機をどうして脱却して行きますか。この点についてははもとと具体的に、責任のある御答弁を願ひたい。

○平野政府委員 将来と申し上げたのは、遠い将来のことにして逃げるという意思は毛頭ない、明日といへども将来でありますから、その方向をもつて提案者の御意見を尊重する、こういう意味でありますから、御了承願ひたいのであります。

○足鹿委員 次官はそれ以上は御答弁がどうもむずかしいようですから、この程度でよろしい。こういう重大な問題について、御所見を持つておつても発表されない立場にあるのか、あるいは事情もあるかと思ひますから、これ以上申し上げませんが、純粋の事務的な立場に立つて、小倉経済局長、谷垣農協部長は、今私が提起した問題を、今後どう処理されようとするか、信連と経済連との統合の問題は、具体的に答弁ができませんれば後段でよろしいが、農協の組織形態について現状でよろしいと考へておるか。単協が不況の中において、運営を誤つてもどうかやつておられるのは総合体であるからであつて、県の各事業連は、もうほとんどどのような手を加えてもやれないような事態が出て来ておる。しかも農村の情勢は、今年秋以後においては恐慌の状態を示すであらう、今後長きにわたつてこの事態がさらに深刻になつて行くであらう、こういうときに、事業連が真にその経済活動に面目を発揮しない

で、信連の貯金の吸収はむろんのこと、これを受けて立つ中金あたりをしましても、米の統制撤廃の暴挙があえてなされるならば、事業連はほとんど壊滅になるでせう。そういう現実の事態が起きている中に、なお現状の組織体系で是なりと当局は考へておるのか、これに対して占領中における農協法の制定の趣旨を、占領後においてあなた方はさらに再検討して、今後に処する方針を持つておられるのかどうか、この点については、事務当局として政治的な考慮は一切抜きにして、純粹の御所見を御開陳願ひたい。

○小倉政府委員 信連と経済連との統合の問題に関連いたしまして、協同組合法の改正全体について、現状で満足しておるかといつた意味の御質問でございしますが、最近特に感じますことは、協同組合全般といたしまして再建整備が必要であり、あるいはさらに整備促進が必要である、こういう段階になつております。これは経済全体の影響によることももちろん多いのでございしますが、中には御指摘の協同組合の制度、態勢に起因するものが私もあるのではないかと、かように痛切に感じておつたのであります。そういう意味合いにおきまして、御指摘のような具体的な問題も含めまして、制度全般についての改善のためのいろいろの点等ももちろん検討いたしておりますし、今後ともいたさなければならぬと思つておりますが、特に御指摘のような問題は、長い過去の歴史も持ち、そしていろいろ論議を重ねられてもまだ結論がつかかねておるようなむずかしい問題が出ておりまして、全般的な具体案は

実はまだ持つておらぬのでございしますけれども、今日御審議願つております法案の中にも、若干でございしますが、一部にはやはり制度の問題に触れて改善の方向に向つておる部分もあるのではないかと思つておりますが、かようにして漸次整備をして行きたい、かように存じております。

○芳賀委員 ただいま同僚足鹿委員から、問題点に対して掘り下げた御発言がありました。結局私が提案者にお尋ねしておつた点も、占領政策による農村の民主化といひますか、一つは農地改革、一つは農業協同組合の健全なる組織化といひますが、ボーンであつたわけでありまして、かかる美名のもとに隠れて農村における経済組織団体を分断するという作戦に占領政策は出ておつたことは、先ほど金子委員もお認めになつたのであります。かかる農村における経済力を分断する方途をそのまま温存することはいけなないことであるといふことが、すでに認識される段階まで来ておるのであつて、ただこれを時間的にいつ適切に解決するかといふことだけが残されておるといふふうに考へるわけでありまして。

次にお伺ひしたい点は、今度の中央会の場合においては、その活動の限界を非常に圧縮して、その活動の範囲内において集中的に活動するということになつておるよう考へるわけでありまして。ただここで伺ひたい点は、たとえば協同組合の行うべき農業経営の面に対する生産協同体としての中央会から見た活動の面は、いささかも表現しておりませぬけれども、かかる生産協同体としての今までの環境あるいは都道府県段階においてまつたく

放置されたかかろ生産面における指導活動というようなのは、今後どのような場面でこれを取上げてやつて行くことになるかという点に対して、お伺いしたいのであります。

○金子委員 協同組合の行う生産指導の問題で、生産指導をやるのが中央会の事業面の中に直接書いてない、こういう御指摘だと思いますが、これに對してはこういう見解を持つておるわけでありまして、現行法によつて単位組合は生産の指導を行うことがはつきりと打出してある。従つていわゆる生産指導というものと経済行為というものを一体にした生産協同体の育成ということについては、単位組合の事業としてのはつきりしておるわけでありまして、従つて協同組合の中央会は、単協の事業を指導するというものでありまして、その単協の事業の中には生産指導というものが当然入つておるのだから、そこでこの単協を教育なり指導するといふ形においてその面も一緒に持つて、こういう見解をとつたわけでありまして、そのためにここに特に事業の指導というところを入れてありますけれども、生産指導という字句をここに入れなかつたのはそういう意味なのであります。

それからもう一つは、ついでですから申し上げておきますが、これは私自身の考え方が強く働いておるのであります。私の考え方としていたしましては、かりに中央会で生産面の指導をやる職員があつたといつたとしても、それがエージェンツにかかわるべき陣容をもつて、そして協同組合の生産指導をするといふようなことになしに、あくまで技術指導政策といふような基本的

なものの若干の職員を置きまして、そして今の協同組合陣容の中にある生産指導職員の活動のあり方、あるいはエージェンツとの結びつきのある方といふようなものを技術政策的に持つて行く、こういうような職員が中央会において必要なんじやないか、これは私の私見であります。

ともかくにも、そういうふうな一例といつたとしても、中央会の中に特にそれを置かなかつたといふことは、単位組合自体に生産指導は行えるのだ、そして単位組合の事業を指導するのが中央会であるから、中央会にそれらを特に置かなかつても、その仕事は当然やり得るのだ、こういう見解であります。

○若賀委員 ただいまの金子委員のそのような御答弁を聞くとわかるわけでありまして、話を聞かなければわからないのであります。先ほど足座委員からも質問があつたように、そういう点で明確にこの法律なら法律に表示されてないといふと、政府当局は、そういうものはどこにも載つておらぬのだといふことで、これをまつたく抹殺するといふようなおそれは多分にある。もちろん単協において生産面における事業は行つておるから、おればおるほどに、この中央会が一つの形態の上に立つて、そういう面に対して、やはりあり方等については具体的な指導が行えり込まれてもよかつたのじやないかといふことを私は申し上げたかつたわけでありまして。

次に、この法律案によりますと、中央会に對しまして国が毎年予算の範囲内において経費の一部を補助するといふことになつておるわけでありまして、この国が経費を補助するといふ意味は、中央会の事業全体に對して補助するといふ意味であるが、特にこの事業の中における、たとえば現在まで行政が行つておつた仕事を一部委託するといふような意味も含めての補助の支出であるか、そういうような点に對して、ここで具体的に尋ねておきたいと思ひます。

○金子委員 協同組合中央会が完全な自主性を持つた、盛り上つた組合といふか、むしろ一つの官の立場から、組合の指導なり監督をするといふような補佐的役目も果たすといふ性格を持つておることを、さういふ御説明申し上げたのであります。さればといつて中央会自体といふものが、まつたく官のまががえのような形をとることは、協同組合で組織している機関でありまして、から、まつたく自主性を喪失するといふことは、私もはなはだ望むところではないのであります。従つて協同組合自体に對する漫然とした助成といふあり方は、提案者としては望まない。本来ならば協同組合の育成に對して、もつとたくさんの方針と国費をもつて、全国農村の何万の協同組合でありますから、親切な育成をすべきであるのにもかかわらず、それがなし得ておらない。その仕事の一部分を自主的に立上りとして協同組合自体で組織した協同組合中央会がここにできるとするならば、いわゆる主として組合の経営に對する育成、指導、監査といふような仕事に對して、政府のかわりになつて仕事をやるのだから、政府はこれを援助する、補助金を出す。ですからその補助金といふものは、決して

団体が食い下つて、卑屈な氣持でもらう補助金じやない。当然政府のやるべき仕事を中央会がやるのだ。それに対して一部の分担的な性格を持つ補助金を要求したい。これが提案者の氣持であります。

○若賀委員 そういたしますと、この事業の中の限られた業務に對して、しかも国が行成面において行わなければならぬ当然の仕事は中央会に代行してもらう。その代行した仕事の一つの業績に對して、補助金という形で経費を支出する。当然なこととして経費を支出するといふことになると思ひますが、それからこの中央会に對してどの程度の期待を、實際経済面の支出を期待しておるかといふ点であります。このことはこの法律の審議に入る前に資料の要求をいたしましたので、この法案が通つたような場合においては、たとえば農業委員会、あるいは農協関係の政府から支出される予算等に對する資料を求めておつたわけでありまして、今日までそれはまだ提示されておらぬわけでありまして、幸いにして次官がお見えになつておりますので、たとえばこの法律が成立した場合においては、昭和二十九年におきましては幾ばくの国の補助金をこの中央会にお出しになる予定でありますか。この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○平野政府委員 本法案の第七十三条の八に關する御質問でございますが、ただいま提案者からもお話がございましたように、政府のまががえ式になることは好ましくなく、こういうことでございますので、この御意見を尊重いたしまして、どの程度の補助金が最も適切であるかといふことを慎重

に研究の上、いすれ予算を組みまして、またこれも予算案にして御審議を願うつもりでございますが、二十九年度につきましては、この法案が成立をいたさない前に予算を出しましたので、現在のところは行ないたいと思ひますが、本法案が成立いたしましたならば、何らかの適當な方法をもつて善処いたしたいと考えておるわけでありまして。

○井手委員 関連してお尋ねいたします。政府が補正予算を組まないといふ何回も申しておるようでございまして、政府が事務官の御答弁によりまして、適當な方法といふお言葉が出まして、これはいろいろ妙案があるものと考えておりますが、どういふ妙案がございまして、この際ひとつ安心できるようにお教えをいただきます。

○平野政府委員 現在のところでは、本法案が成立するのにかしないのかといふことも未定のことでございまして、そこでこの確に幾ばくをどういふ方法でといふことは申し上げかねるのでございまして、これは昨年度政府が提出いたしましたときには突は相當の予算を計上いたしておつたのでございまして、法案が流れましたので、その予算は執行しないままに引續いておるわけでございまして、政府としては相當の金額を計上するといふ決意は持つておるわけでございまして、適當な方法をもつて処置するといふ点で御了承を願ひたいと思ひます。

○井手委員 ありがたい妙案を、せつかくのお言葉でございまして、もう少しはつきり聞きたいと思ひますが、ほかに補正予算を要するものが多々ございまして、かりに法律では出

さなければならぬという義務規定があるにもかかわらず、政府は補正予算を組まないというのを何回も申しておるようでございます。ところがたゞいま政府代表の平野政務次官は出さず考へもあるということでございます。で、そういったと吉田内閣は補正予算を組むという考へがあるわけでございます。政府はそういう方針で農林省は出さざるという確信がおりなるのでございます。非常に大事な点でございますので、あとでまた大蔵省関係にもお尋ねいたしますけれども、この点をひとつ明確にお伺いしたいと思ひます。補正予算といふことはきつて重要なことでございすので、お出しになる御意思があれば御明示を願ひたい。ただ個人的な希望的な意見では困りますので、政府の責任においてお答えを願ひたいと存じます。

○平野政府委員 補正予算を組むといふことは今ここで申し上げかねるのでございす。昨年度の予算におきましても、実は農業関係の法案が成立するといふ前提で政府としては予算を組んでおたのでありまして、従つて当然これは政府として支出するといふ用意と決意を持っておるわけでございます。この点は大蔵省の方をお呼びにならなくてももうすでに私から政府を代表いたしまして、責任を持つて善処するといふことを申し上げます。御了承を得たいと存じます。

○井手委員 責任を持つて出す確信があるという御確信がありましたので、一応安心いたしました。が、なお念のためにお尋ねいたします。どの費目から、どういふ何でお出しになるか、その

これまで聞かなくちやほんとうに安心ができませんので、もう一応平野政務次官からお聞きした上で、その後主計局の原次長から承りたいと存じます。

○平野政府委員 この点につきまして、私から政府を代表いたしまして責任を持つてお答え申し上げます。それから、そこまかく事務当局に御質問を願ふ必要はないかと存じます。ただこの費目からどういふことはちよつと申し上げかねますが、提案者の御意見というものは十分尊重し得ることと思ひますから、御了承を得たいと存じます。

○井手委員 主計局の方にお尋ねいたしますが、農業協同組合法の一部改正法案中、政府は予算の範囲内において毎年度補助金を交付するといふ項があるのであります。これはこの改正法律案においてきつて重要な点でございます。漏れ承るところによりまして、本年においては八千数百万円が予定されておるようでもあります。ただいまは平野政務次官から、確信をもつて補助金を交付するといふ確信があらつたのであります。きつて重要な点でありますので、主計局の方においてはどういふ考へがあり、またどういふ連絡があつて、どの費目から幾らの金額を、これにお出しになる御用意があるのか。政府代表として十分確信のある言葉だといふ、平野政務次官のお言葉ではありましたが、念のためあなたからお伺いしたいと思ひます。

○原政府委員 先般御議論いたしました二十九年度予算には、お話の条文に對する補助金は計上してありません。これは當時、なおこの法案を提出する

という議がまとまつておらなかつたといふことによるものと思ひます。従いましてこの要望に對しては、新たな問題として検討の上結論を得るといふことになると思ひます。もちろん二十八年度におきましてこれと同様な、類例な法案が用意され、動きました時分に、二十八年度予算においていかなる処置をとつたかといふことはもう皆さん御存じの通りでありますから、そういう経緯を過去の事実あつた事柄として考へながら、新しい問題としてこれを検討するといふことに相なると思ひます。すべて予備金で出せといふお話が出るかも知れませんが、こういう制度的な要請に伴う経費を、予備金で出すといふのはおかしいと思ひます。従いまして後日何らかの機会に問題として提起せられるであろうといふ場合に、よく考へて妥當な結論を得て出すといふふうにいいたしたいと思ひます。

○井手委員 ただいま主計局の御答弁によりまして、制度的な問題であるからあらためて検討の上きめたい、新たな問題として研究してみよう、こういうお話でありました。制度的な問題であるから、現在の予算では組んでない、従つて新たに予算を組まねばならぬといふ意味の答弁でございまして、そういういたしますと補正予算を計上しなければならぬといふ結果になると思はれるのであります。そこで、お尋ねしたいのは、平野政務次官が政府の責任ある答弁として、私は確信をもつてその用意があるし、支出する考へであるといふことをおつしやいたしました。が、そのお言葉とあなたが今おつしやいたしました新たな問題として提起されよう、そして今から何とか考へようとい

う言葉とは大分開きがある。若干ではななくて大きな開きがある。この食い違いについては、私はもう少し徹底的に究明しなければならぬ非常に重要な点であると思ふ。われ／＼はそういうような期待をいたしておりますが、個人的希望意見ではこれは落さないと思ふ。これは實際問題になりますと、何千万円かかりますけれども、この問題が一番大きい問題だと思ふ。その点について、片方では確信をもつて出す、片方では法律が成立いたしまして、新たな問題として研究いたしまして、この間には非常な開きがある。この点はひとつ政府代表の責任ある答弁を願ひたいと思ひます。

○原政府委員 ただいまのお尋ねは政府代表としてはつきり答弁せよといふことでございしましたが、こういう相当額に上ります経費を出すか出さぬかといふことは、せつかくお尋ねでございすけれども、私が略々にはつきりといふエス、ノーといふことを申し上げられるものでもないといふことは、これは井手委員も御了解のことかと思ひます。ただそのお話のうちに、二十八年度の経緯を申し述べましたのは、われ／＼として一年度前の予算においてはこれと類似な法案に關して経費を盛ることを同意したといふ、はつきりした事実があることを申し上げたわけでありまして、なお今回の改正法案は、當時と若干の違いがあるようにも思ひますが、達観してみまして、そう大きな違いはないといふふうにわれわれ考へております。従いましてここで、はつきり出す出さぬと言ふことは、初めに申し上げましたように申し上げるべきではないと思つて、私は申し上げ

ないわけでありまして、既往のそういう経緯も十分承知しておるところでございます。すし、そういう経緯もあるといふことを心におきながら、十分検討するといふことを申しておるわけであり

○川俣委員 私が要求いたしておりました原次長も見えましたので、関連の域を越えて質問することをお許し願ひたいと思ふのです。

第一に、今の答弁の中で、新たななる角度から支出をしなければならぬといふ態度は、大蔵省として当然な態度だと思ひます。これは財政法の上から行きまして当然な態度だと思ふのです。そういったすれば、これは予備費から出すかあるいは補正予算を組んで出すかしなければならぬ。他に転用のできる道のあるものやないことは、大蔵當局も十分御承知のことだと思ふ。そこで補正予算から出すのか予備金から出すのかといふ問題が出て来る。その場合、こういうような組織機構のものは予備金から出すべきやないという御説明もまた、從來から堅持されておるところの態度でありますから、これまた了承できる点であります。それから補正予算で出さぬといふことになるのか、こういう問題なのです。どういふ支出項目でお出しになるかとするのか、一体補正予算で出さぬといふのか、この点は一つよりないと思ふ。従つてあなたの説明を具体的に表現すると、補正予算で出すといふことになつて、むしろ補正予算の金額について、原次長の答弁する限りでないといふことは容易に了承できることで、これは政府が組むべき事柄であるからして、あなたの権限外のことだと思ふ。

第一類第九号 農林委員会記録第四十七号 昭和二十九年五月二十日

一七

ですけれども事務当局として、一体財政法の上から何とかしなければ出せないという事はつきりしているわけ、この点について明瞭な御答弁を願いたいと思う。

○原政府委員 非常に困る御質問であります。予算をお願いしました時分にこの法案をお出しになるならば、あの節御意見があつてしかるべきであつたとわれ／＼率直に思います。従いまして、一方この補正予算を組まぬという点につきましては、これは大臣以下政府の確固たる方針として補正予算は組みませんということを申し上げるわけでありまして、ただいまの御質問に対してはその意味でお答えいたします。

○川俣委員 そういたしますと、予備金では困難だし、補正予算は組まないという方針を立てておるとすると、あとは転用しなければならぬということになる。私はこういう常設的な一つの機構を他の項目から転用するということは、財政法違反だと思ひますけれども、その私の見解は誤りでありまじうか、この点についての事務的な見解を伺いたい。

○原政府委員 流用してやるということとは、おつしやる通りおかしいことだと思ひます。

○川俣委員 流用はできない。補正予算はできない。予備金は出せないということになつたら、出ないということになるのじやないでしょう。ほかに何か手品みたいなものがあるのですか。政務次官は手品みたいなものがあるという。今の日本の財政法の建前からいって、その他のことは考慮できない。ほかに道があるなら、事務的な見解を

明らかにされたい。

○原政府委員 補正予算を組まないという方針をくつがえすという事を言わせよう——という語弊があります。が、言わなければならぬことになるのは困るのであります。従いまして今の御質問に対して、結局出る道はなくなるとお答えせざるを得ないけれども、私おきませんでしたが、先ほどの農林政務次官の御答弁、また私が申しました言葉のあやというところで御了解いたたくよりいたし方がないと私は思ひます。

○川俣委員 そういたしますと、事務的には補正予算より道がない。しかし補正予算については、大臣がたゞ／＼補正予算を組まないと声明しておきまじうから、政治的にはなか／＼考慮したい、こういうことなんです。事務的には補正予算を組むよりほかはない。ただそれは政治的な問題であるから、大臣あるいは政務次官が、政府は補正予算を組まないと言つてゐる以上、それ以上は申し上げられない、こう理解すべきだと思ひますが、私の理解は誤りですか。明瞭に御答弁願ひたい。これはこの法案ばかりじやないですよ。他への影響もあるからお尋ねしてゐる。他にこういう問題が関連して幾多起つて来るであろうことを懸念してお尋ねしてゐる。答弁を二にしてお尋ねしません。事務的な見解を聞いてゐるのです。

○原政府委員 補正予算は組まないのではありません。

○川俣委員 事務的には補正予算を組むより道がないんだけれども、政府が補正予算を組まないと言つてゐるから、出す道がない。これならわかりまじう。事務的に補正予算で行けるとい

うことはつきり言えるのです。ただ政府が補正予算を組むか組まないかは別問題です。事務的に補正予算で行きますという事は言えるはずなんです。但しこの内閣においては補正予算を組まぬはずだ。これは別です。事務的に補正予算でやることはあたりまえなんです。あたりまえのことがなぜ言えぬのですか。

○原政府委員 おつしやる通りであります。事務的には、もしこの経費を今年度から出さなければならぬという事になれば、補正予算で出すべきであると思ひます。しかし先ほど来申しておりますように、政府は補正予算を出さぬと申してゐるのでありますから、補正予算は出せないのではありません。

○川俣委員 そこで大蔵当局にお尋ねしたいのですが、この国会が始まつてから、今年度予算の編成方針として、できるだけ予算を伴うような議員提案は大蔵省として困るという態度をとつておられたようである。また閣議でも同様な方針をとられたようであり、閣議の内容は秘密でありますから、仄聞でありますけれども、在来の大蔵省の態度を見ますと、それを裏づけるような答弁を他の委員会において多く行われております。緊縮予算を組んだ以上、この根本方針をくつがえすような議員提案は非常に困るという表現をたび／＼お用ひになつております。ところがこの法律だけはよろしいというふうにお考えになるのですか。だれが出せば議員提案でもよろしいという事になるのですか。自由党でも予算を伴うような法案は出さないという事に総務会においてきまつたと世間に発表しております。これはおそら

く大蔵省の絶大な力があつて、自由党をしてかかる声明をなさしめたものだと思ひます。自由党自体の考えでは必ずしもないように思ひます。ところが突然として、今度は改進黨と自由党の共同提案として予算を伴う立法が出て参つたのであります。私は本来から言つて、議員が提案する場合に、予算を伴うような議案を出すべきじやないというふうな見解に対しては反対です。そういう大蔵省の態度に対しては反対でありますけれども、今まで堅持されて来たことがここでくつがえつてもよろしいとお考えになつてゐるのか、この点だけ聞けばいいのです。こういうことを大蔵省が容認できると思ひますならば、この国会が延長されれば、同様なことも決してまだ不可能ではないと思ひます。これと関連した再建整備の問題も出ておりますけれども、予算が云々という事で波つておられる。これだけがいいという根拠がもしありとすれば、その点をお示し願ひたい。

○原政府委員 不当に歳出の膨脹を来すような提案は、議員提案でありまして、各省からの要求でありまして、われ／＼望まないことは根本であり、当然のことであると思ひます。本件につきましても、議が進んでおりますことを農林省側から伺つたことがございまして、その際にわれ／＼の態度を考えたわけでありまして、ただいま御指摘のような経費を伴う議員立法という線と不同意という意思を表明すべきかどうかという事を考えたのでありますけれども、先ほど来申しますように、農業関係としては非常に大きな政策的な法案であり、しかもその法案に

ついて、つい前年度においてわれ／＼が同意し、かつ予算に組んだものであります。従いましてこれをただいま御指摘の財源云々、歳出云々をもつて反対するのはむしろ不穩当であらうという結論に立ちまして、反対はいたさなかつたのであります。

○川俣委員 反対をしなかつたということになりますと、本法案が通れば何らかの措置を講じなければならぬ義務をみずから確認する、こういうふうな了解してよろしいですか。これは予算が伴つてゐるのですから、おそらく内容に反対でないという事は、予算の裏づけに賛成したということになると思ひます。条文などについて大蔵省の見解を聞く必要はない。おそらく予算の点だけだろう。それに対して同意したことは、裏づけをしてやることを容認したと世間から理解されてもやむを得ないと思ひますけれども、次長はいかような見解を持つてゐるのか。

○原政府委員 御推察は自由であります。先ほど申しました通り、予算に組むか組まないかという事は、その予算編成のときにおいてはつきりと態度をきめるべき問題であるということでございます。

○川俣委員 ちよつとよそへそれるようなことになりまして、農林省からこういう法案が出るということであらうかじめ了承を求めたということですが、それはいつごろでありますか。

○原政府委員 了承ということではございませぬ。これは議員提案で出したいなつてゐるものだと思ひますから、農林省の責任において了承を求めて来られたということではございませぬ。われ／＼いつも議員提案でという法

案が生れようとしつつあるかという点については、関係各省にもよくわかり次第御連絡願うようにお願いしておりますので、そういう御連絡を受けたということでありますが、時期は私は記憶ありませんが、四月ごろだったでしょう。

○川俣委員　ここで農林省にお尋ねしたいのです。本法案が提出されましたのは四月二十八日です。これは議員提案です。すでに四月ごろから大蔵省に折衝いたしたといえますれば、当然そのころから法案の用意がなければならぬはずだと思ふ。それ以前に了解を求めたといえますれば、当然相当な準備が進行しておつたと思うのです。これは議員提案でありますから日にちの点は別です。大蔵省へあらかじめ折衝いたしたというからには、これに對して相当な了承を与えていなければならぬ。もしもそれだけ了承を与えるようなものでありますならば、昨日以来たびたびお尋ねしている通り、こういう予算の伴うものはなるべく政府が出すべきだという基本方針を立てておられるのだから、なぜそれに従わなかつたのか、これは自由党がかつてに出されるところのようなことは非常に好ましいことだから、あえてこれを非難するわけじやありませんけれども、閣議でわざわざそういう予算の伴うようなものは政府が提案するときめておりながら、こういう提案をされたことについて、事務当局はあらかじめ了解を求めたということはおかしいと思ふのだ、閣議でできたようなことは、これは行政の末端のものとしては当然閣議の決定に従うべきだと思ふますが、あえて従わないで大蔵省と折衝いたした

のは那邊にその真意があるか、この点を明らかにしていただきたい。

○小倉政府委員　折衝とおつしやることはどういう意味だか私全然わからなないのでございますが、議員提案によつても農林省所管の法律でございますし、閣議に報告したりあるいは特殊な意見があれば持寄るということは慣例として行われておりますし、補助の規定もございまして、こういう議員提案が出そうだという技術上の連絡をしておりまして、これに伴う予算についての折衝ということではございませ

○川俣委員　そういたしますと、予算の折衝はしておらなかつた、世間でこの法律が通れば農林省も大蔵省も予算は裏づけるのだという宣伝が行われておることは、それは誤り伝えておるのだ、こういうふうな理解をいたして次に本論を進めて参ります。

次にお尋ねしたいのは、農業協同組合法の中央会というものは、前の政府提案とは非常に趣を異にすること、原次長といえども大体わかつて思ふのです。それから農業委員会法に對する在來の補助は、法律の規定によりまして、明らかに行政機構としての補助であることもこれまで明らかでありまして、今度の改正は行政機構の域を脱しまして、列な法人格を持たせようという規定であります。町村段階は別にいたしまして、その上の段階では別な法人格を持たせようといふのであります。これが私法人でありますか公法人でありますかという点について、幾多の疑義がありましよう。私法人であるか公法人であるかという論争をここで繰返そうとは思いません。か

つて行政裁判所がありました時代におきましては、公法人であるか、あるいは私法人であるかということは、非常に大きな相違がありましたから、これは問題になつたと思ひますけれども、今日においてはそれほど重大な意義を持つておりませんから問題といたしませんけれども、今までの農業委員会法は明らかに行政機構として、他の法律にも農業委員会の意見を聞かなければならぬ、農業委員会の決定に對しては知事が取消さなければならぬという一つの行政の末端を汚しますところの法律が所々に出ております。あるいは土地調整法に出て来、あるいは農地法に出て来るというところで、方々に行政機関としての機能を十分持たせるような法律が明示されておりますから、これは行政機関と見るべき点が多いのであります。従ひまして、そういう意味において当然行政機関でありますから、これは補助の對象となるべきものであることは申し上げるまでもない、ところが今度は、御承知でありますように、今までは農業委員会に對する経費というところになつておつた、今度はわざ／＼分類いたしました、職員であるとかあるいは事務費であるとかと分類した経費を国が負担するということに相なつております。前の政府案には技術員が含まれておつたが、今度は技術員を除いておられますが、職員費も負担するというのが今度の改正案であります。従つて根本的にこれは組織がかわつた形のものであります。農民の利益代表機関として別な自主的活動を行う一つの私法人的な性格のものであります。前は行政機関である、行政機関に對して国の予算の許す範囲内において支出をするとい

うのが建前です。今度は新たな法人格が生れるものに対して、予算の範囲内において補助をいたそうというのでありますから、在來の予算項目そのまゝ農業委員会法も予算をそれに振り向けることはこれも許しがたいと思ふのですが、原次長はいかような見解を持っておられますか、事実とは違ふのでありますが、これもやはり違ふものに対しては予算の流用は許されないと思ふのです、この点についての御見解を承りたい。

○原政府委員　私不勉強でありまして、あまりこの法案の詳しい点まで勉強いたしておりませんし、尊柄は非営に長年の経緯を持つ農業団体に関するものでありますから、よく今後研究いたして参りたいと思ふのでありますが、ただいまの御質問は、今後予算の御要求があるであろう、その際にわれわれがどういふ線これをまゝとめて参るかという点についての御質問だといひますれば、それはなお研究の上お答えしたいといふふうに申し上げます、おそれないと思ふのでありますが、おそれないといふ仰せのありましたのは、都道府県の農業委員会でございますが、そういうものができ、それに対する補助として、現在ある農業委員会関係の補助項目の中から差繰つて出すことができるかどうかというお尋ねだろふと思ひます。これもよく研究をいたしてみたいと思ひますが、大體の結論はその程度のことでは行けるのではなからうかといふふうに、われわれの部内においては考へております。

○川俣委員　第一の点は、原さんは大体内諾ということもありませんでしやうが、出されることについての了承を与

えた――予算の点についてはあまり了承を与えてないけれども、出されることに對しては聞き及んでおるらしいけれども、聞き及んでおるとすれば、最も予算の中心になつておる点について聞き及んでおるはずなんです。他の点は別問題です。専門的なことについて原次長の理解を求めるとも困難であります。全般にわたつて理解しなければならぬということも、これは困難な事情はよくわかる、しかしながら大蔵省は、非常に財政を引締めて、あらゆる点について補助金の削減あるいは実行予算の編成等で非常な努力を払つておられる、その政策がよいのか、悪いのかは別問題です。努力を払つておられることだけは明らかにされておる、そのときによもわからないものであるけれども、こんなのはいいのだということになつてよろしいのか、どうも今までの態度とは違ふのじやないか。補助金を減らしてはいかぬといふと、あそこを面を少しも残してはいかぬといふやうな、ずいぶんこまかい点まで目を通されております。まづたく目の行き届かないところまでほじくつて、あれは削減する、これは整理するということ、ずいぶん整理に力を入れておられます。私はそれはそれとしてよろしい、こういう点についてはどうでもいい、いいならいいときまつたのならいいのです。無関心というのはおかしい。しかも私は、出されることが実は望ましいと思ふのです。だけれども財政法上どうかという疑義を持つてお尋ねしているのではない。出すならば財政法規にのつた出し方をするの

が、あなたの方の義務じやないか。法人格が違つたものでありますならば、行政に対する補助と他の私法人に対する補助と同じだといふお考えができるのですか。私は財政法上できないと思ふ。できるとすればどこからそういう解釈ができるか。その点を明らかにしてもらひたい。これは名前が似ておるからといふものじやない。明らかに法人格を異にしているのです。行政に対する組織の変更でありますならば、当然転用してよろしいものであることは明瞭です。行政に出すところの補助を、他の法人格のもとに転用してもよろしいといふようなことは私は財政法上どこを見ても出て来ないと思ふのです。もしも出て来るとするならばそれをお示し願ひたい。法規にあるならばそれでもけつこうですから、どこに根拠を置いてできますかといふことをお尋ねしたい。

○原政府委員 補助の対象である各種法人等が、年度の途中において性格をかえるといふことは、この場合でなくともあると思ひます。川俣委員のおつしやいますのは、行政機関的なものから法人格を持つようになるというやうなお話でございますが、一般にそういう法人格がかわるといふやうな場合におきまして、これを財政法上いかぬと言ひますのは、少しきゆうくつに過ぎるのではないかと思ひます。財政法におきましては、項をもつて支出の拘束のわくをいたしておきます。そして項の間の流用は認めない。そして目とつきのものは、御存じの通り原則として大蔵大臣の承認を得てやるということでございます。ただいまお話の農業

委員会関係の補助は、たしか目の中の節であつた私は記憶いたします。そしてそういう場合におきましては、目の目的と申しますか、諸経費の目的に照しまして、被補助自体の性格変更といふことは、もちろん考慮すべきことであらうと思ひますが、一方でやはり大きく全体的に、この補助を要する事態と申しますか、環境と申しますか、そういうやうな関係が前と比べてどうかといふ総合判断の上に立つことになると思ひます。そういうやうな観点におきまして、新たに節を立てまして使うことはさしつかえないのじやないかといふ感じを持つております。

○川俣委員 かつて財政法を提案されたときの速記録を見ますと、法人格を異にする場合は転用できないことを明らかに説明いたしておられます。この点は明らかです。ただ私は、先ほどのあなたの説明は、単位の町村農業委員会が職制をかえた場合においては、これは行政機構としての機能は残つてゐるので、そのうちの職員の名前の変更とか、そういうことは問題じやありません。それが職員であらうと職員でなかつたらうと、これは行政機構としての機能を持つ内部の機構改革でございますので、問題はなかつたと思ひます。その上の段階です。県段階以上は法人格をかえる。しかも全国の農業団体は行政機構じやなかつた。県段階以下が行政機構に入つておつた。従ひまして予算の項目としては県段階以下である。もしも出たといひましたしても、他の形式にならなければならぬ。従ひまして新たに法人格を持たせるといふ提案理由になつておる。これは明らかに法人格を

持たせるといふことは内容的にもかかわつて来るわけですね。これがかわりますために、農地調整法その他の法律もかえなければならぬ点が出て来ておる。これは私が授けやりになつておる。これは私は農林省が少し不勉強ではないかと思つております。これは非常な点やまゝとして二、三指摘される点があると思ひます。それは原さんの問題とは別ですが、それは同じ公法人の形がかわつて行つた、公法人ではあるけれども、組織が変更になつていたならば問題ありません。また同じ行政機構の中に、名目が職員となつたり、技術員となつたり、書記となつたりすることは問題ありません。今まで行政機構であつたものが別の法人格を取得して、さらに項目で転用できるということはどうも私は納得行かない、そんなことは財政法にはないはずである。法人格がかわると同時に予算上の効力は失効すると思ふ。今度町村合併が行われ、町村がなくなつた場合は補助の対象にならぬことは明らかである。行政機構といへども非常に大きな変革を与えた場合には、その変革さえ予算上行われ得るのです。そのやうに行政機構の内部の統合であるとかなどというところは、これは転用とか別項支出ということも考えられますけれども、法人格が異つた場合にはできないのではないかと。しかしこれはできないからほうつておけといふ問題じやない、やはり合法的に支出面を考え出してやるのが財政当局としては当然の考え方じやないかと聞いておるのです。もしも必要だとするならば、必要に應じた予算を編成いたしまして支出をすべきじやないか。これに対して賛成か反対かと

持たせるといふことは内容的にもかかわつて来るわけですね。これがかわりますために、農地調整法その他の法律もかえなければならぬ点が出て来ておる。これは私が授けやりになつておる。これは私は農林省が少し不勉強ではないかと思つております。これは非常な点やまゝとして二、三指摘される点があると思ひます。それは原さんの問題とは別ですが、それは同じ公法人の形がかわつて行つた、公法人ではあるけれども、組織が変更になつていたならば問題ありません。また同じ行政機構の中に、名目が職員となつたり、技術員となつたり、書記となつたりすることは問題ありません。今まで行政機構であつたものが別の法人格を取得して、さらに項目で転用できるということはどうも私は納得行かない、そんなことは財政法にはないはずである。法人格がかわると同時に予算上の効力は失効すると思ふ。今度町村合併が行われ、町村がなくなつた場合は補助の対象にならぬことは明らかである。行政機構といへども非常に大きな変革を与えた場合には、その変革さえ予算上行われ得るのです。そのやうに行政機構の内部の統合であるとかなどというところは、これは転用とか別項支出ということも考えられますけれども、法人格が異つた場合にはできないのではないかと。しかしこれはできないからほうつておけといふ問題じやない、やはり合法的に支出面を考え出してやるのが財政当局としては当然の考え方じやないかと聞いておるのです。もしも必要だとするならば、必要に應じた予算を編成いたしまして支出をすべきじやないか。これに対して賛成か反対かと

いうことを聞いておるのじやない。農林省はどうしても必要だ、国会で議決をされたというのなら、それに即応した予算の組みかえをしなればならぬであらう。これだけ聞いておるのに、おわかりになりませんか。あなたにわからぬはずはない。それは農林省に遠慮しておるからできないのだ、そういう遠慮があるなら、ほかの場合にもときどき遠慮してもらひたい。

○原政府委員 先ほど来申しましたやうに、目で立つております農業委員会、補助の中の一節であります都道府県の農業委員会の補助とありますものを、その対象の性格がかわつた場合に、出せないのじやないかといふ御質問であります。もちろんおつしやる通り目の中におきまして節を起しまして、今までの節は同じやうに立てるといひますか、そつちは使わないことにしまして、別に農業会議補助という節を起しまして、それで使うといふことは、財政法上禁ぜられておらないと私は考へます。これは府県等におきまして、ほかの例を想像いたしますれば、いろいろ公企業といふやうなものをやつておる場合がございまして、これを府県の行政機関として、府県自体の組織としてやつておるといふ場合も相当ございまして、場合によつてこれを国における公社といふやうに、独立の法人格を持たせるといふ場合もございまして、そういうやうな場合、当該公企業に対して補助が出ておつたといふやうな場合に、性格がかわつたといふだけで、同じ目の中の節の設置でできるといふ場合においても、それは性格がかわつたからいかぬといふことは、いささかきゆうくつに過ぎるのではないかと私は

考えるわけでございます。○川俣委員 私は、あえてできることをできないと主張するものではございません。ただ会計検査院に、電話でございませうけれども聞ひ合せた場合には、私の聞ひ合せ方が悪かつたかどうかは別に、節を立ててやるというところは、財政法上申請がないといふ見解であります。但し、一体ほんとうに性格がかわるものですかどうですか、その点についてもう少し御説明を聞かないとわからないといふ、こういう弁解はありまして、たけれども、どうも原さんの意見と違ふやうです。そこで、もしもそういう節を起したとき、会計検査院から指摘があつた場合の責任はどなたがお負ひになるのですか。これは農林省が責任を負うのですか、大蔵省が責任を負うのですか。

○小倉政府委員 今の目の中で節を立てる場合、直す場合にはたしか大蔵大臣と協議することになつておつたと思ひます。そういう意味において、そういう手続を経てやつた場合において、両大臣の責任といふことになつておると思ひます。○川俣委員 大臣の責任ということになると、会計検査院が大臣を糾明するといふことになつてよろしいものではないかと。私は予算の立て方からいつて、財政法上違反を起した場合の指摘が大蔵省へ行くべきか農林省に行くべきか、一体どこに行くべきか、この点がまだ疑問なんです。節を立てられてつてつて、私はあえて立てるなど言ふのじやないのです。必要だといふ見解を持つておられるならば、それもけつこうです。しかしながら私は、必要があ

つてするならば、この部分については新しく予算を別に起して行くべきである、こういう見解を明らかにしたいのでありますが、これについて原次長からも一度御見解を伺いたい。これだけ注意して違反を起せば問題ですかね。

○原政府委員 先ほど申しました通り、農業委員会関係の目の中におきまして、今までの委員会補助は使わないというにいたしまして、別に農業委員会の補助という節を起して、それからにまわして使う、これはたまたま経済局長からお話の通り、たしか大蔵省に協議があつて、両者の意見のまとまつたところで実行するという事になるわけでありませう。

○川俣委員 責任はだれが負うのですか、大臣ですか、事務当局ですか。

○小倉政府委員 別にこの問題に限りませんけれども、いろいろの問題は最高責任者は大臣です。しかし具体的な問題といたしまして、それ／＼事務当局で処理している場合も多ございませうので、実質上の責任はむしろ事務当局だと思ひます。

○川俣委員 それでは原次長に対する分はそれだけの警告で終りますが、もしもこの法案が、私どもは反対でありますけれども、通つた場合におきましては、何らかの処置をしなければならぬことは明瞭です。そこで今まで都道府県の農業委員会が非常な活動をしたてておりましたし、他の法規の上にも同様な、都道府県農業委員会の意見を聞かなければならないという点もあるものであります。それらの点について、これは附則にもその点が出ていないように思ふのです。私はまだ

全部當つておりませんので、あやまちがあるかも知れませんが、この点の振りがえの分について十分じやないと思ひます。これは原次長がお帰りになつてからでもなお続けて行いたいと思ひますが、要は行政機関として他の法律に――農地法施行法、土地改良法、農地調整法というのがあるのですが、農地調整法についてはこの規定がないようです。そういう点について意見はありますけれども、ただ財政的な裏づけをするといひますれば、当然別箇な項を立ててやるべきだという点を警告いたしまして私の原次長に対する質疑は終つておこうと思ひます。

○芳賀委員 ただいまの同僚井手委員及び川俣委員の御発言によつて、中央会に対する国の補助金の関係が大部分質疑されたわけでありませう、それを聞いております、提案者におかれまして、国から一部の補助金が出るという事に対する確固たる見通しというもの、あまりなかつたように考へるわけでありませう、この改正点は、ある意味においては、協同組合の自主性に対して一つの變貌を来すような事態も出て来るにもかかわらず、相當の危険を冒して、ある意味における代償を払つてまでもこの国の経費を期待するといふことなのであります。提案者におかれましては、この中央会に対する予算獲得の本年度の問題並びに將來にわたる問題に対しては、どの程度確固たる自信と目的を持つておられたか、その点に対して御説明をお伺ひいたします。

○金子委員 この法律の中に、政府は予算の範圍内において助成することが出来る、こういう条項をうたつて、し

からば今年度とだけ金がつれるのだという、これは今年度予算がきまつた以上は、補正予算をするかしないかはわかりませう、今の段階においては、できるだけ政府に善処しろという範圍以上には、言うこと自体が無理でありますので、私はそれ以上期待しておりません。さればといつて、ここにこの法律をつくるのに、来年度予算の編成をまぎわになつてから、政府は予算の範圍内において助成することを得る、こういうことをつけ足すことも、これも無理だと思ひますので、この法律の成立當時にこれを入れておくことが妥協だ、こういうわけであつたのであります。それから補助金をもらうことがすぐ自主性を欠く、こういうことに対して提案者自体は、補助金をもらいさえすれば自主性がなくなるのだといふふうには考へておられないのであります。ただこの団体を生かして行くために、政府にあらわしを請うような形における助成はいけなかつたと思つております。それは先ほど申し上げたように、政府が当然やるべきことをこの団体がやるのだという形において、たとえば農業委員会に補助金ないしは分担金を政府が出していただく、あれは決して卑屈な意味で考へる必要はない、政府の行政事務として当然やるべきものを、政府自体が手が届かぬからやつておるのだ、それと同じように協同組合の監督監督といふことも政府自体がやるべき仕事に対する補助的な機能といふ、別な面から見ると自主的であると同時に、結果においてはそういう面もありませう。そこへ助成させるといふことであれば、政府が金を出したからといつてすぐ自主性を欠いたとい

うことにはならぬ、こういうふうな考へております。

○芳賀委員 私のお尋ねしておる点は、あくまでも中央会が協同組合のわく内にある組織であるという場合においては、その主体性というものはやはり協同組合の組織形態から逸脱するよいう性格のものであつてはならぬ、そういうふうな信するわけでありませう。もちろん今の提案者の御説明によりまして、これは単なる補助団体として国の下請機関のような形で中央会が持たれるのではなくて、当然の要求として、当然の業務の代償として国の支出が行われるというような明確な説明をしておられるけれども、政府当局におかれましては、中央会の行う事業のうち、どの面に対して重点的に助成を行わんとおるか、その点に對しましては小倉経済局長から御答弁を願ひます。

○小倉政府委員 中央会に対する助成でございますが、この法案の助成という意味と、それから一般に、中央会に、この法案と関係なく助成する意味と両方あると思ひます。国がいろいろの助成をいたしまする場合には、特定の仕事を過ぶとか、あるいは特定の仕事をやつてもうたうために補助をする、こういう場合には法律に基礎がなくともやれる場合が多ございませう。それからおそれるこの法案の御趣旨がそういう特定の仕事を委託するといふこととは、もちろんそれとも思ひます。一般的に中央会の活動を促進する、あるいはそれを支持するといふ意味の、一般的な助成の意味だろつと思つております。

○芳賀委員 ただいまの小倉局長の御答弁は、提案者の御説明と若干の食い違ひがあるように思ひます。先ほど金子委員は、中央会の事業全体に対しての助成という形でなくて、特に国の責任においてやらなければならぬ業務の代行という意味において、その事業面に対しての補助を支出させるのだといふことを限定して説明されておつたわけでありまして、そういう場合においては、しからばどのような事業面に主として補助の対象を置くかといふことを局長にお伺ひしたわけでありませう。

○小倉政府委員 もちろん立法趣旨から行けば、先ほど金子委員からお話がありましたように、中央会といふものの仕事、中央会全体が半ば国がやるべきもの、あるいは地方がやるべきものをやれといふたような趣旨から助成といふような問題も当然出て来るだらうと思ひます。また現実の問題としても、そういう個々の具体的な事業を、あるいは県庁がやつた方がよい、あるいは国でやる方がよいといふような今まで考へられたものを今後中央会にやつていただくという場合が多かるう。そういう實際問題として、特に私と金子委員のお話は食い違つていないように思ひます。なお具体的にどういふことかと申しますと、この法案でやりますとたとえば組合の経営指導でありませうとか、あるいは組合の監査、こういうことが、あるいはあつた具体的考へられることではないかと思ひます。

○芳賀委員 この中央会の場合と、もう一つ農業委員会の場合におきましては、農業委員会に対する国の補助金の支出の形は、委員会が持つておる主と

いうことである方がよいかもしれませ
ん。しかし支会というのは、単に全国
中央会の出店、支所になつてしまふ。

それではやはり地方的な自主性を尊重
することでないということ、地方の
自治を重んずるということ、中央、
地方が一体となつて活動するという
地方の趣旨を生かすために、地方と中央
との加入関係を同一にしたのでありま
す。地方は自由だけれども、中央は強
制ということではなくて、入るときは両
方入る、こういうことでもつて、一方
に入れば当然全国中央会に入るとい
法律上の効果を持つ、かようにいたし
たのであります。それによつて県の中
央会も全国中央会も健全に発達し、ま
た協同組合全体の運動、指導のために
十分活躍ができればいいか、かような
つもりであつたのであります。

○若賀委員 小倉局長の考えは金子委
員と同じであると言われましたけれど
も、金子委員自身はこの点に対しては
毅然としておられぬのであります。そ
うすると、あなたもやはり毅然としな
い氣持で御答弁をなさつてゐるとはま
さか思えないわけでありまして、地方に
加入脱退の任意性を持たしてゐるとい
うことは、すなわち中央に対してもそ
れと同じであるという場合において
は、中央も地方も同じように入加脱退
の自主性は尊重するといふ明確な表現
をされた方がよかつたのではないかと
思うわけでありまして、その点はどう
ですか。

○小倉政府委員 村々の協同組合ある
いは県の協同組合が県の中央会に入る
ことと、全国中央会に入ること、そ
れぞれ別々に任意選択できるというこ
とでございますと、中央会の組織がや

はり、支離滅裂ということはい過ぎ
でございますが、脈絡一貫しないとい
うことになるかと思ふのでありま
す。特に全国中央会に入る県の協同組
合が県の中央会に入ります。今度は県
の中央会だけが全国中央会に入るとい
つたようなことになつて、それでよい
ということも考えられますけれども、

それでは村のじかの協同組合の意向な
り利益なりが、必ずしも全国中央会の
仕事なり運営に反映しないというおそ
れがございますから、どうしてもやは
り県の中央会に入ると同時に全国中央
会に入ることが必要でないかと思
ふのであります。それからそれを自
由にするということになりますと、場
合によつては全国中央会だけがいたず
らに強大になる。県は入らないで全
国だけ入る、あるいは逆なことになれ
ば、さつき言つたように、県の中央会
は強くなるけれども、全国の中央会
は弱くなるか、あるいは全国中央会が
強くなつて、県の中央会が弱くなると
いふような関係が生ずるのではない
かといふふうにおそれているのであり
ますが、現在県の指導連、全信連の活動
が必ずしも十分所期の成果を上げて
ないといふことも、そういう組織上の
問題がやはり一つの原因になつてお
る、こういうふうなわれ／＼見てお
つたのでございます。そういう欠陥を是
正する意味合いにおきまして、今申
しましたようなことをする方が、ちよ
つと二重加入といった印象を受けて、
はなはだまずいのでありますけれど
も、それは二つの別のものでありふ
考へずに、府県の中央会と全国中央
とが合さつて、全体の一つの中央会
といふふうな理解すれば、その辺は納

得が行くのではないか、かように存ず
るのであります。

○井手委員 芳賀委員の質問されてお
る当然加入の矛盾、疑義について私
も同様な感を抱くのであります。そこ
でお尋ねいたしますが、先刻金子提
案者は、当然加入については当局の意向
を尊重しておるといふ言葉を漏らさ
れたのであります。本意ではないが、農
林省がそういう意向であるからとい
ふに私は受取つたのであります。そ
こで農林省の方にお尋ねいたします
が、当然加入をしなければならぬと
いふ考え方には、そうしなくては補助
金が出しにくいということがありは
ぬかと思ふのであります。その点につ
いてひとつ小倉局長のお考えを承つて
おきたいと思ふ次第であります。私
先刻来の質疑応答を聞いておりますと、
強制加入でなくては補助金が出せない
といふような意味に受取れたのであり
ます。任意加入でも出せるものである
か、その点の方針を承つておきたい
と思ひます。

○小倉政府委員 当然加入といふこと
と助成といふことは、直接の関連が
あるといふふうには考えまされんけれ
ども、先ほども補助金のときにい
議論がございましたように、今回の中
央会の補助金というものが、なぜ法律
の基礎をもつて交付されることにな
ておるか申しますと、中央会が協同
組合全般のための公共的な仕事を
するといふことに、やはり基礎があ
ると思ふのであります。そうしますと、
普通の協同組合、事業をやる協同組
合ももちろん公益的なものでござい
まけれども、今回考えられる中央会の
うな公共的な色彩よりは薄いといふこ

とにならうかと思ふのであります。そ
の公共性の現われが御指摘の当然加入
といふことになつておるといふふう
に私も考へておるのであります。た
だ当然加入と申しまして、いわゆる
当然加入は、この中央会では大分違
ておるのじやないかと思ふのであり
ます。府県の中央会に入るといふこと
は任意でございますので、その任意に
入つた法律上の効果として、全国中央
会に当然入るといふことでもござい
まして、やはりそこに自由意思が相
尊重されておるのでございます。これ
まで言われた当然加入と自由加入のち
やうど中間的な感じがなつてお
りまして、その辺も単協の意思を尊重
すると同時に、中央会の公共的な色彩
をそこに現はしておる、こういう関係
になつておると思ふのであります。

○井手委員 金子提案者にお尋ねいた
しますが、ただいまの小倉局長の御答
弁によりますと、はつきりしたことで
はないけれども、当然加入でなくては
補助金が出しにくいといふことでも
ございます。いろいろそのあとであ
ることはありましたが、結局筋
を申しますと、補助金を出すには当然
加入でなくてはぐあいが悪いとい
とでございます。提案者も心ならずも
補助金をもらうために、補助金を払
う規定を入れるために、当然加入の
文句を挿入した、こういうことでも
ございます。

○金子委員 当然加入でなければ補助
金をもらえないとか、あるいはもら
えぬとかいふ割切つた考え方、それ
を百パーセント割切つた考え方は不
可能でありまけれども、しかしなが
らこの中央会といふものの仕事が、
国全体に機会均

等に及ぼせるのだという形態の方が、
国費を要求する上の当然の考え方だ。
かにこの法律ができてしまつても、
まだ半分なり三分の一しか加入して
ないといふことになりまして、その
中央会に出しました助成といふもの
は、すなわち仕事に対する助成と私
は考へておりますので、その仕事とい
うものは三分の一なり半分しか及ば
ないといふことであると、組合全体
の助成をするにふさわしくないとい
ふ見方がそこに出て来る。そこに若
干割切れない疑問があつても、当
然加入といふものが、その組合の利
害に對して非常な大きな束縛なり、
支障を与える場合であればこれは別
といたしまして、この中央会の場合
には根本的に経済上影響のあるよう
な程度の問題でない。負担金が多
くても、組合に加入せしめるために
その組合がつぶれる。そういう程
度のものではないとすれば、当然加入
に対する弊といふものは他の場合よ
りも少いのではないか。そんなら助
成を要求する上にも、また全体的に
この中央会の事業を徹底させるとい
う上からいつても、これは当然加入
にすることも一つの考え方であ
る。こういうことを考へたわけであ
ります。

○井手委員 当然加入の規定を設け
られた趣旨については了解いたしま
す。しかし私が申すまでもなく、自由
の原則に農協が立つておることは御承
知の通りであります。自由の原則の
もとに立つておる農協に、強制加入
をしてまは補助金をもらうといふこ
とを解釈すれば、私は検討すべき必
要がありはせぬかと思ふのでありま
す。この補助金

を提案者はどのくらい将来予定しておるか。むし先刻おつしやつたように、当然政府が見なければならぬという事業でありまうならば、私は、補助金については、もちろんこれ／＼の額はすべきであるという義務規定を設くべきである、そういう立場であればもう一歩進むべきであるという考えを持つておるのであります。そのことは別にいたしまして、補助金を交付することができるといふことであれば、その金額は官僚に支配される。こういうことになりますれば、将来補助金を通じて、よく言われる官僚支配ということが予想される。運用にもよりましようが、一応その点を考へておかなければならぬといふことと、自由の原則を放棄してまで強制加入しなければならぬという特殊事情について、やはり提案者は、それでも当然加入がよろしいというお考えでありますか。その点を承りたい。

○金子委員 自由の原則というものの対して、私は協同組合の現段階の法規と将来の理想といたしまして、この協同組合の加入脱退の自由、ひいては設立、解散の自由、これは私は大切なことであると思ふことは、あなたと同感であります。しかしながら一面から見ると、この自由の原則だけにとらわれておることは、今後の協同組合の運営の上に非常な問題が出て来るのではないかと申しますのは、今協同組合が長期の資金を獲得するために、あるいは農村の経済の自主化のために、共済事業というものを相当な圧力の中でもこれをなし遂げようとする。しかもこれは十数年前に私どもがやろうとしたとき、あるいは大蔵省なり、あるいは保険業界から一はたきばたかれて、そうし

て今の共済火災のようなものを、営利会社の形においてやらなければならぬといふうみじめな姿になつたのであります。そういう問題になつたときに、協同組合のイデオロギーから行くと、あくまで自由の原則の上に立ちたい。しかしながら加入脱退も自由である。解散も設立も自由であるといふことで、いつ解散になるかわからぬといふような経済団体が、三十年、五十年、長期にわたるところの保険に類似の仕事をするといふことに對しては、相当の疑問も出て来る。これは一例でございしますが、そういうような形からいって、私は今ここで答弁の立場に立ちましても、決して欺瞞は申上げません。それは理論的に、人によつていろいろな考え方があります。しかしながら私は、私としてここで信念的に考へておることを申し上げ、もし今後において間違ひがあるならば、いつでも御指摘願つて研究して行きたい、こう考へておりますが、協同組合の自由の立場における原則といふものに対して、ただいま御質問の趣旨と原則的にはまったく私も同感であります。しかしながら、それをあらゆる場合にその一点張りで行つたときに、どういふ結果が来るか、こういうことを考へましたときに、これは単なるイデオロギイだけでなしに、現実とにらみ合した一つの線を持たなければならぬじやないだらうかという疑問も、今持つておるわけであります。

○芳賀委員 農協の持つ固有の自主性といふものは、ただ単に観念論だけでは自分たちもこれを取上げておるわけではないのであります。先ほど小倉局長も言われた通り、この法案は一つの強

制的な加入の形をとらしているけれども、実質的にはこれはやはり任意性を認めておるわけなんです。ですから有権的にしほつつけるといふことはできぬのです。だからそういう場合においては、府県段階で自由に入つたり、脱退したりするといふことは、すなわち全国の段階においてもその通りなものであります。だから地方の段階においても加入、脱退の任意なる意思を尊重するといふことで行けば、それはそのまま全国の段階ですなほに伸ばしておいても、結果的には何らかのわりがないと思ふのです。しかも客観情勢は、こういうような法律ができなくても、政府の助成等を仰がなくても、協同組合の全国、地方におけるところの指導組織といふものは改変して、やはり自主的に機能が發揮できるような組織形態にしなければならぬといふ、そういう機運までも強く盛り上つておる場合において、この法律において中央における加入の強制を何か間違つて感じさせるような形といふものは、これは避けられた方がいいのではないかと、自然に都道府県における中央会あるいは全国段階の中央会の存立が必要であるといふことを感じた場合においてのみ加入するのであつて、そういう協同組合の自主的な意思を尊重する場合においては、都道府県の中央会に加入する協同組合といふものは、かかる法律の規定がなくても、当然然すおる気持で中央段階のこの組織に加入することが可能であると思ひますし、かかる状態に持つて行くところに、初めてこの中央会をつくる本来的な意義と目的があるといふふうに感ぜられるわけであ

ります。そのような点は、これは具體的な今後の効果的な問題とか運用の面から考へても、もう一考される必要が多分にあるのではないと思ひます。提案者におかれては、やはりかかる形態の方があくまでも正しい、現実的であるといふような考えを一貫されておるかどうかでありまう。

○金子委員 その問題につきまして、今弱体な指導連といふものが實際は解散して、新しい中央会ができるということになるようなもの、實際は焼き直しという形になつて行くといへば、今の弱い全国段階のものを比較的短期間に全国統一ある一つの指導組織の体系をつくるということから参りますと、一応その方が現実的だ、こう考へております。またこれに對しては、全国段階においても県段階においても、自主的に今これをやろうという意図、盛上りが起つておることは事実であります。しかしながらその盛上り自体も、その内面においては、いつかはこういうものが法的にできるだらう、そのでることを予測しての自主性を持つた今の立上りであつて、法律ができるかできないか、全然期待しないので問題ではない、こう私は考へております。そういう意味におきまして、この問題につきましては、理想は別といたしまして、現実的にはその方が効果的である。また国家から一つの制度に近い形として持つて行くのにも、何箇年計画で、全国加入といふような形でない方が、的確に手取り早くこの問題の目的に突入できる、こういうふうに考へております。

○川俣委員 関連して、金子提案者にお尋ねしたいのですが、私どもが聞く

という、君の方はイデオロギイ的で、おれの方は現実的だといふことで、答弁のされるわけではありませんが、そういう信念を持つておられると思ひます。ところが私の方から言つて、逆にもしとらわれた現実であつて、むしろ現実を見ない面があるのでないかという感じがいたすのであります。というのは、一つの例ですが、いや例でなく現実の問題ですが、たとえば中央会から脱退すると、すぐ全国団体に強制加入しなければならぬ、だから脱退する理由もないではないか、これは現実にあると思ふ。だから中央会の加入自由を認め、脱退自由を認めておくといふことになれば、すぐ全国団体に強制加入させられるといふことになりまう。中央に加入させられるやつは別に脱退することも何もいらぬいはずだ。現実はずうだと思ふ。こつちから県段階の中央会から脱けたら全国の方に入らなければならぬといふことでしよう。結局脱ければ入らなければならぬから、脱ける必要がなくなつて来る。その点どうも現実的々々々と言われまうけれども、地方団体はイデオロギイで自由加入だ、この方は強制加入だ。むしろとらわれてるんじやないかという感じがする。決してつづく意味じやないが、現実的といふのはかえつておかしいんじやないかと思ひますが、どうですか。

○金子委員 その点は見解です。私には今の法律でいいと思ひます。それから二重加入の問題は、これは今始まつた問題でなしに、過去においても中央金庫に對する加入、あるいは全購連

に対する加入ということも、あながち一本加入だけでなしに、あれもほんとうからいえば、系統機関である以上は、全購運に直接加入せぬでも、果段階のものに加入し、その連合会自体に加入することによつて足りるのでありますけれども、そういうような二重加入の例もあるのであります。それでそのことにつきましては、これ以上申し上げても、これは見解の相違でありましてから御判断にまづよりほかないと思ひます。

○川俣委員 私はイデオロギーとか意見を述べるんじやないのです。加入、脱退が自由だということ、脱退すれば中央会に強制加入しなければならぬとすれば、現実的にそういうことは起らないのじやないか。現実的に起ると言われますが、起らないんじやないか。一体そういう事態が千に一つ、万に一つあるということ、起り得るという仮想はできると思ひます。けれども、実際は起らないんじやないか、こつちから出たら片つ方に強制加入されるのだつたら、あえて脱退する必要がないんじやないかという問題が出て来る。現実はそのじやないかと私は聞いてるんです。現実をよく知つておられる金子さんにお聞きしてるんです。決してイデオロギーを争うわけではない。意見は別に述べる機会がありますから言ひませんが、そういう事態がないんじやないかとお尋ねしてゐるんです。

○小倉政府委員 ちよつと川俣議員の御質問中に、法案の趣旨とちよつと違つてゐる点があるのじやないかと思ひますが、この法案は、全国中央会に強制加入させるといふ趣旨ではな

いのです。これは前の政府提案と同じです。それから申し上げるのですが、果の中央会に入るということは自由なんです。入れば全国中央会に当然加入になるというものであります。果の中央会を脱退すれば全国中央会も脱退することになる。そこで単協の意思はまつたく問わないで、全国中央会へ加入させるというのではございません。法律上の効果として、果の中央会に入る入らぬは自由であるけれども、入れば全国中央会に当然加入になる。

○川俣委員 ちよつと私は誤解を受けるような質問をいたしたのですが、中央会に脱退自由ということ、一つの方に自由という原則を必ずしも言うわけじやなくて、もしもそういう原則があることになる、一つは抜けるけれども、もう一つは抜けたくないということに制限を受けることは、やはり抜けさせるという結果になる、そういうことを認めるということになりはせぬか、こういう意味で申し上げたのであります。

○金子委員 その点は再三お答えした通りであります。本来ならばこの中央会の性格というものは、協同組合法の外へ出してもいいということ、個人的に私は考えておる問題であります。しかしながらこれが原案としてここまで突き上げられて来てる。だからこの際協同組合の中でやるとするならば、そういう無理があるということ、を率直に申し上げておるわけでございます。

○芳賀委員 この当然加入の問題は、率直に申しまして、一つ何か暗い影が伴つておるやうに考へるのです。その影に何か全体主義的な考へはないとしても、そういうものが看取されるというやうなことは、これはマイナスになるのじやないかというやうに考へるわけです。金子委員も言われたやうに、当然地方段階における加入脱退は自由ですから、そこで会員の加入脱退はいずれにせよ選択できるわけでありま

す。ただ問題は、地方の中央会へ入ろうとする場合において、やはり加入したいという意欲があつて初めて加入するのであります。協同組合というものは、有権的に拘束するということよりも、利害の共通したものが、一つの約束の上において物事をやるといふことの方が、重要だと考へるわけでありま。だから地方の段階において中央会に加入しなければならぬという意思が決定された場合においては、かかる強制加入の規定を設けなくても、地方に入ることは、すなわち全国中央会にも入らなければ完全な運営までこの機構が伸びて行かないということになりますので、当然私にはかかる規定がなくとも加入すると思つてあります。このことは、産業組合時代から、中央金庫とかあるいは全国の連合会等に對しても、やはり複數加入のやうな形で、単位協同組合は加入しておる既存の例があるわけでありま。だからことさらにここに誤解を招くやうな規定を設けなくても、結果的にはそれほどの事項は重要なものでないということ、を指摘したいのと、もう一つは、こういうことにおくと、とかく中央会の運営の衝に當つておる人たちが、

が、非常に安易な気持ちに墮しやうと思つておるやうに考へる。やはり一つの批判を与える機会を持つた場合においては、緊張して――全指運とか、あるいは地方における指導者の自信と信頼を失つた経緯もありま。相当地度は緊張してやらなければならぬわけでありま。全国中央会の場合においては、のんびりしておつても、都道府県の中央会に入つた協同組合は、当然この傘下に入つて来るのだからこの安易感はどうしても持ちやうと私は考へるのであります。だからそういう場合においては、正会員が組織に對する痛烈な批判を行うということも、これは形はかわつておりますけれども、協力の姿であるというやうに私は考へるのであります。そういう具体的な問題考へた場合においては、かかる規定というものは、それほど重要性とアラスになる面というものは、案外やつてみると少いものじやないかというやうに考へて、この点を繰返し――ただしおるわけでありま。これはやはりますなおに加入脱退の任意性というものを認めながら、全国にも地方の中央会にも当然のこととして加入できるやうな機運を醸成さるべきじやないかというやうに考へるわけでありま。提案者自身の御意思は理解されるわけでありま。昨年の原案をつくつた政府当局においては、やはりこれに對する責任のある答弁を願つておきたいのであります。特に補助金を交付させるための一つの便法としてかかる形態をつくらしておるのではないかということ、を言われましたが、ほんとうにそうであれば、その点をさらに確認したいのであります。あくまでも

が、非常に安易な気持ちに墮しやうと思つておるやうに考へる。やはり一つの批判を与える機会を持つた場合においては、緊張して――全指運とか、あるいは地方における指導者の自信と信頼を失つた経緯もありま。相当地度は緊張してやらなければならぬわけでありま。全国中央会の場合においては、のんびりしておつても、都道府県の中央会に入つた協同組合は、当然この傘下に入つて来るのだからこの安易感はどうしても持ちやうと私は考へるのであります。だからそういう場合においては、正会員が組織に對する痛烈な批判を行うということも、これは形はかわつておりますけれども、協力の姿であるというやうに私は考へるのであります。そういう具体的な問題考へた場合においては、かかる規定というものは、それほど重要性とアラスになる面というものは、案外やつてみると少いものじやないかというやうに考へて、この点を繰返し――ただしおるわけでありま。これはやはりますなおに加入脱退の任意性というものを認めながら、全国にも地方の中央会にも当然のこととして加入できるやうな機運を醸成さるべきじやないかというやうに考へるわけでありま。提案者自身の御意思は理解されるわけでありま。昨年の原案をつくつた政府当局においては、やはりこれに對する責任のある答弁を願つておきたいのであります。特に補助金を交付させるための一つの便法としてかかる形態をつくらしておるのではないかということ、を言われましたが、ほんとうにそうであれば、その点をさらに確認したいのであります。あくまでも

協同組合の自由なる姿が尊重されて、たとえば中央会ができて、都道府県中央会に加入する単位協同組合が五〇％しかないという場合においても、全国中央会に對しては当然これは補助をしなければならぬという一つの代行的な機関と見なし、そのような取扱いをするのか、あまりにやせ衰えた、期待に沿わぬ中央会であるから、考え方を新たにしようというやうなことであるか、それらの点を重ねてお伺ひしておきたいのであります。

○小倉政府委員 補助をしておるために半分強制加入させるといふことではないのであります。中央会の仕事は中央、地方一体になつて円滑に推進し得られるやうにといふ趣旨で、かような規定を設けておるのであります。それからどの程度のものが加入するかというやうな御質問もございましたが、これは私は法案が成立いたしましたれば、全国のはほとんど全部の有力な協同組合は中央会に加入するものだ、こういうやうに期待をいたしておるわけでございます。

○中澤委員 これは当初この案が出たときに、二重加入の問題はどこの県でも問題になつた点ですが、これは小倉さんに聞いておくのですが、目途は一体どこにあるのかということ、どういふことでこのやうなやうにやつたか。この案が最初に出たときに、全国で問題の一番中心点はこれだつた。一体何の目的で、目途がどこにあつて、こゝうやらなければいけなかつたかといふことを、あなたから聞いておきたいのです。

○小倉政府委員 中央会といふこの構想と申しますか、あるいは相互指導組

織と申しますか、これは中央会という言葉で現わされているもの、あるいは相互指導組織という言葉で現わされているものは、これは法律上の形式は別といたしまして、全国一体というように、強い觀念を内蔵しておつたものだと私は思うのであります。もしそれを法律制度として現わせば、全国一つの団体、従つて一つの法人ということになるのであります。しかしそれでは全国の事務所が東京にありまして、各府県には支所、出張所ということになりまして、各府県の協同組合の要望を十分に反映するには非常に遠いことになりまして、やはり地方は地方なりにある程度独立した形が必要である。それを法律に現わせば、やはり独立の法人にするということになります。そういたしますと、全国の中央会と府県の中央会とが全然別の法人になる。法制の上では全然別でありますので、これは特別の指揮命令といったようなことを考えれば別でございますけれども、そうでなければ、ただ会員としてそこに關係を持つというだけでございまして、全国中央会と県の中央会が一体となつて活動をするというところは出て来ないのであります。現在指導連の系統組織において活動がうまく行かないという点も、実はそういう組織上の問題があつたのではないかとこのように反省されておるのであります。そこを考えたとき、全国一体の活動、全国一体の組織という実感を表わすと同時に、また地方は地方で自主性を持つておるのだということを表わす、こういうことのためにこういう法律のかつこうになつたということでありまして、

○中澤委員 いま一点。こういうことは逆な場合は考えられないのですか。たとえば中央会が今度監査なり経営の指導をやる。人員がうんとふえて来る。その補助が思うように来なくなると、そういう場合に、単協に中央会、全国中央会が分担金をかけるといふ場合も将来あり得るかもしれない。そうなつて来ると、県のものさへ負担するのになか／＼たいへんなのに、今度中央会で会費の負担をさせる、たとえ一年に五千円でも一万円でも負担させる。そうすると中央会をのけるがためにあるいはそういう手が出て来る危険性があると思うのですが、その点についての風通しはどうですか。絶対単協から全国中央会が予算を立つて分担金をもうとすることはあり得ないのですか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○小倉政府委員 その点は法案には全然触れておりませんやうであります。政府案におきまして、その点は触れておらなかつたのであります。それは私どもの政府案のときの考え方でありまして、府県は府県、全国は全国、それぞれでそれぞれ、中央会が別途に会員たる単協に分担金を課するという考え方はいたしておりませんでした。組織上は法人として別個であります。加入關係でもつて一体となつておりますので、分担金も県中央会が中心になります。県の中央会から全国中央会に分担すべきものを一緒に単協が県の中央会に出して、それから全国中央会に出す、こういう考え方をしておつたのであります。これはもちろん中央会の運営自体の問題でございまして、法律の問題でございせんけれども、

も私も思はなければ、そういうふうな中央会ができたあかつきに運用されたならばどうか、こういうような考え方をいたしておるのであります。

○井出委員長 この際委員長から申し上げます。芳賀委員の御質問は、あと一、二問で終るやうであります。そこでもうしばらくごしんぼう願ひまして、芳賀委員の質問が終りましてから約一時間夕食のために休憩をいたしまして、そのあと続行したいと思ひます。

○芳賀委員 委員長に申し上げます。加入、私の一、二問と言つたのは、加入脱退の問題に対しては、いま一、二問お尋ねすれば切りがつくというように申し上げたので、絶対に質問はいつ果てるともわからぬわけでありまして、それとてだいたいま小倉局長が申されまして、全国中央会に対する当然加入の問題は、それほど補助金を支出する場合の一つの条件として重要視しておらぬと言われましたが、そういうことになりましたとたとえばかかる条文がなく、かかる形態をとらなくても、当然国は中央会等に対して補助金を出すのだということこれは通じておると思ひますが、そのように解釈してさしつかえありませんか。

○小倉政府委員 これはもちろん法律制度の關係でございまして、直接補助金を出す、出さぬということは關係をございせんが、要するに国が中央会をして公益的にやつていただくために補助金を出すという場合には、やはり有力なものができなくては困るわけでありまして、有力なものができるといふこととあればそれでけつこうでございまして、法律の制度の上からも有力なものができさうでということが何人にもわかる方がよいということだけのことであります。

○芳賀委員 どうもあいまいに考えるわけですが、この規定がもしなくても、全然こういうことが打出されておらなくとも今までの小倉局長の御答弁によると、当然国は補助金を出すのだということと裏づけされたやうであります。が、今の御答弁によるとやはりそれでは困るやうなことになるやうなものであります。その点はどうなんですか。今まではそれほど重要なものではない、ただ問題は強大なものになることを期待するやうな点にかつておると思ひますが、これは一つの方法論の問題であつて、当然加入の制限をとる場合においても、ある場合には形の上においては期待が出て来るかもしれないし、もう一つは実質的に自主性の中からそれ以上の期待が生れて来ないということも断言することはできぬと思ひます。だからこういうやうな当然加入をさせるという規定がなくなつた場合においても、やはり既定の方針通り補助金等は出さるべきだと思ひますが、その点をお尋ねしておきます。

○小倉政府委員 補助金の關係と直接に中央会の特別の加入關係の規定を結びつけて考へるということとは、私どもいたしておりません。ただ補助金が出るといふことになるためには、中央会が全国の協同組合の大方のもののために経営指導をし、事業の指導をし、あるいは教育するやうなことでなくてはならぬわけでありまして、それは実体がやうであるとともにまた法律制度がやうな公益的な公共的な仕事をやるということ、またそれにふさわしい組織を持つておるということがや

はり必要だろふと思つてあります。それが具体的に申しましてどういふ点に現れておるか、この点目下一箇条、一箇条やつて行くのはむづかしい問題だと思ひますが、一つ／＼の条文の問題ではなくて、全体の規定またその規定に基いてでき上ります中央会の全体の運営がほぼさういつたやうなことででき上りますれば、十分資格がございまして、一つの規定がどうかということではないかと思ひます。

○芳賀委員 私のお尋ねしているのは、本来このやうな組織形態というのは、別に国から補助とか助成をもらわなくてもやらなければならぬ組織なのです。それが出さなければならぬといふところに弱さといふものがあるわけですから、出すためには一つの資格条件をつくらなければいかぬだろうという考え方、提案者におかれても、これは不本意ながらこういうやうな条件をことさらに加へられておるやうなように考へるわけですね。そういう心配がないのだといふことになれば、何も協同組合の一つの原則的なものをゆがめておるのではないかと、こういう条文はえ方を受けるやうな、こういう条文は必要がなくなる、安心が持てるやうなふうにお尋ねしておるわけでありまして、この点は平野さんいかにございまして、さういふやうな事項がなくても、やはりあなたは尊重してやられますか。あなたは、絶えず提案者の意思を尊重してやるやうなことを繰返し繰返し表明されておる。金子委員もここに何か自分自身割切れぬものを持つてい。その割切れぬ心配といふものは、そこに当然加入のやうなことを規定しておかなければ国が補助金を出さ

ぬだらうという杞憂からそれが出発するものであつて、何もそういうことは心配ないのだというのを政府当局がはつきりすれば、この問題はそれほどここのはこたわることはないということになると思うので、むしろこれは農林大臣から聞きたいのでありますが、農林大臣はこの法案が審議に入ると同時にこの委員会に姿を現わしておらぬのであります。こういうことは委員長から再三注意されておると思いますが、それほども保利農林大臣に對して、それほどもこへ出席してもらわなければならぬような期待は現在持つておられないのでありまして、重要視しておりませんけれども、次官の御所見を伺います。

○平野政府委員 当然加入の問題におきます芳賀委員の御意見は十分敬意を払つて承る次第でございます。しかしながら政府としては提案者の御意見にまつた同感でございます。この理由につきましては、小倉政府委員よりお答えを申し上げた通りであります。

○芳賀委員 提案者にお伺いたしますが、平野政府委員は提案者の意見とまつた同じであるという考えであり、金子委員は理想としては、質問をしておるわれ／＼の堅持とまつた同じだということを始終言われておるわけでありまして、政府当局においても、提案者の意思に無条件で同感するといふことが確認された場合において、かかる誤解を生じやすいようなこの条項に對しては、それはどこだわらなくともさしつかえないのではないかと私は思います。

○金子委員 これは何べんも申し上げ

ておりますので、くどいようでありますが、これはかりに自覚によつて百パーセントの加入ができた、ないし百パーセントに近いものができたという場合は別といたしまして、自由な形にいつくつてみたが、一年たつて半分しか加入がでなかつたとか、あるいは六割しかでなかつたというような場合が仮定としてできた場合には、その機關が国全体に及ぼす利害關係がないとすれば、助成の要求は当然やりにくくなるというところは、私は当然だと思つております。それが国として、一部の人の利益に値する機關であるという場合には助成の要求がやりにくくなる、こういうふうには私は考へてゐること、もう一つにはこの中央会の性格が、他の協同組合とまた別な性格もあり得るということ、この二つを考へたときに、政府が当初考へた意見、あるいは全国の指導連、将来中央会になろうとする人たちの考へ方を取入れることも、これは妥当である、こういうふうな結論になりまして原案のような形にしたわけでありまして、

○芳賀委員 さらに、あと一間にどうしておきますが、先ほどから繰返して申し上げる通り、中央会の今後の存在価値というものは、結局この会員に与えるよりよき影響力と、会員の中央会に對する信頼感によつて消長が決せられると思つております。その場合において、ことさらに権力的な形の中において、姿だけを、表面の形態だけを充實させようという考へ方は、これはむだだと思つてゐます。離れようとする、何もわずかな補助金というものは、末端の協同組合まで流れて来るのではないと思つてゐます。その場合にお

いて、經濟行為を行う協同組合に對してだけプラスになるか、ならぬかというところは、これは會員自身の判断によることと思つてゐるであつて、そういうことを考へた場合においては、やはり會員であるその人格の自主性というものを貫いて尊重するという形の中か、中央会の今後の強大なる發展というものを期待する形の方が、一つの純粹性を保つことにもなるし、その方が將來性が非常に多いのではないかと、このことを考へに入れて、私はこの問題をただしておつたわけでありまして、この程度で終ります。

○井出委員 暫時休憩いたします。
午後六時三十分休憩
午後八時三十分開議
午後八時三十分開議
休前に引き続き會議を開きます。

○芳賀委員 會議が夜間に及んでおりまして、特に提案者であるところの金子委員におかれましては、病後まだ十分でありませぬので、非常にお疲れのようになつておられるので、努めて問題点を要約して残余の質問を進めたいと思つて、特に委員長におかれましては、私は問題を協同組合法の改正点だけに区切つて、農業委員会法の質疑はまだ相當の時間を要しますので、これは明日行わしていただきたいことを御了承願つておきたいと思つてゐるものであります。

先ほどは中央会に對する加入脱退の問題に對しまして質問をしたわけでありましたが、一応この問題は、大体提案者の御意思のほどは了承できたわけ

あります。残された問題は中央会の負担の区分の問題であります。これは全国中央会におきましては、政府の補助金、さらに當然のこととして會員から經費の徴収を行うようなことになると思つてゐるわけでありまして、その場合において、單位協同組合は原則として都道府県中央会に加入し、さらに當然加入として全国中央会に加入するわけでありまして、かかる單位協同組合は地方と中央の両方の中央会に同じような責任を持つて負担に應じなければならぬかということが問題になつて来るわけでありまして、かかる点に對しましては、提案者はいかようにお考へになりますか。

○金子委員 この單位協同組合が、県中と国の中央会に二重加入の結果になるので、そこで當然起つて来る問題として、經費を課することができるといふこと以上この法律に書いてありません。この運営上、二重加入が二重負担をするようになりはせぬかという杞憂はあるのでございまして、これは今後定款その他運営上の問題になると思つて、提案者の考へ方といつてしましては、この二重に加入するというものが、一つは、こういうふうな事業機關というよりか、むしろ指導機關というふうな立場にありますので、たとえば県の中央会なら中央会といふものが、ある單位組合の經理の問題に對して問題が起つたときに、国の中央会の職員が各県に駐在の形をとることもあるかもしれない。またそれらのものと県中とが合わさつて、單位組合の指導なり監督に入る場合もあるだろう、そういう点からいつても、やはり二重加入の形にはなるが、その方が會員の指導、

監督をするという点から行くと筋が通る、こういう別な面もあるものであります。しかしながら、だからといつて經費の負担というものを、一番とりやすい、数の多い組合にかけるといふことは、これは弊害があると私は思つてゐる。經費負担のやり方につきましては、單位組合は県連にのみ負担する、そうして県連は單位組合の代表として、県連自体が一本にして、そうして県連が中央会の經費として徴収した中から、その一部を全国中央会に負担金として納める、こういう二段經理に行きたい、こういう考へ方を持つております。

○芳賀委員 そういたしますと、單位協同組合は、都道府県中央会と同じように、全国中央会に對しては會員の資格は平等に持つておられるけれども、經費の分担等に對しては、直接は負担しなかつてもよい。そういったと、もしかりに全中が経営上の不手ぎわ等によつて損失等が生ずるといふこともあり得ると思つて、そういう場合においては、当然これは會員のごとくが、生じた損失等に對しては責任を負うといふのが建前であるといふふうにも考へておりますが、そのような事態が生じた場合においても、今言われたような建前の上において処理されることになるのですか。

○金子委員 建前としてはそういうふうには考へております。

○芳賀委員 提案者も御承知と思つてゐますが、現在における全国の單位協同組合の系統機關に對する負担といふものは、相當重圧化されてゐると考へるのではありません。信連にいたしましても、經濟連にいたしましても、毎年のごと

く出資の増口等を行わなければ、一定条件の資格が具備しないという名のもとに、系統機関の高度の利用というものはほとんどできないということになつておりますし、さらに系統外団体等に対する負担というものが決して少くはないのであります。そういうような情勢の中におきましても、単位協同組合はあくまでも協同組合として、しかも協同組合を形成する農民の利益を守る経済的な団体という基礎的な意識の上に立つてがんばつていくというのが実情であると思つておりますが、あまりに系統機関、あるいはこの中央会のごとき団体等に対する経費が非常に重加するということは、その反面において、構成員であるところの農家に對しては率仕する面が少くなるような事態がないとは限らぬわけでありまして、もとより中央会の行う事業というものは、単位協同組合あるいは個人の組合員等に対して、直接的に経済的な利益を提供するということにはならないといつても、間接的に、有機的にその効果をもたらすという実証があがつて来なければならぬというふうに考へるわけでありまして、そういう点に對しましては、これらの中央会の運営というものは、あくまでも確固たる指針のもとに行われなければならぬと思ひますが、基本的な性格を中央会の中に確立することの重要性は、具体的にどのような形において打立てて行かれる所存であるか、その点をお伺いします。

○金子委員 前段のお話にありましたが、最近の農業団体が——ひとり協同組合ばかりではありませんが、協同組合においても、各種連合会の濫立と自己の

非能率的な運営に對して反省を行わないうで、結局は常にその負担のしわ寄せを末端の組合に持つて行つてしまふ、そういう状態にあることに對しましては、提案者もまづ同感でありまして、從つてこの中央会が運営されたときに、はたしてどうなるかということでありまして、かりにこの法律が通つたとして、その後におけるこの中央会の運営の一つの構想として私が考へておる点を、参考までに次に申し上げたいと思ひます。

この構想につきましては、およそ県の場合をとつてみたときに、県の中央会において、国の中央会から金なりあるに人間なりの形において援助を受けるものと、県自体の自治体から補助をもらうものと、もう一つはその県にある連合会の負担金、大体においてこれだけを内需にまわしますと、十ないし十五くらいの組合を単位とするいわゆる一郡に一人くらいの駐在員は監査のために置ける。そこでかりにその十五の組合に對して一人の指導員というものが置けたとする。そうしますとその指導員の経費というものは、さいぜん申し上げたように、国の關係から来るものと、その県自体の自治体から受ける補助金と、もう一つは県の連合会が納める負担金と、これだけでそのくらいの態勢はとれるだろう、これならば何も無謀な計画ではない、最小限度そのくらいのものはとれるということをや予想しております。そうなりまして、それに対する指導補助員というやうな形において、昔の言葉で言うならば郡部会に、そういう者が一人ずつ上から駐在する。そうすると、その指導員としての職員がかりに十五の単位組

合の区域に一人あつたとし、それに三人の補助員を入れたとするならば、それで合計四人の指導者ができる。そうすると、その一人は町村分担をしないので、かりに三人としても、一人が五つの組合を受持つて、五つの組合を受持つて、最小限度一週間に一日はその組合の経理状況を見ることができ、また経営の相談にも来ることもできる。そういう場合に、今度は負担の方はどうするかというと、十五の組合で三人ですから五つの組合で一人分の俸給を出す。そうしますと、かりに一人の人員費の五分の一を単位組合が郡部会の経費として出すというやうなことで、大抵足りるんじゃないか。そうして今この単位組合の経営の中に、そうした指導者なりあるいは援助してくれる機関が、一週間に一日ずつ必ず責任をもつて来てくれるということになれば、指導というかわむしろお手伝いというやうな形になるのではないか。これはむしろ単位組合から喜ばれる。一人の人員費の五分の一を出して、一週間に一べんずつ帳簿の手伝いに来てくれる人があれば、組合長は喜んで負担する。また経済的にも引合ふ。こういうふうな実利的な面からも、私は一つの想像のもとにそういう程度の構想を持つておるわけでありまして、

○芳賀委員 ただいまの御答弁に關連するわけでありまして、今度のこの組織の形態は、全国、都道府県段階までありますが、現在全国的には、内地府県においては郡連といひますか、北海道等においては地区生産連のごとき形態があるわけでありまして、この法律の中に於いては、そのような郡段階、地区段階において、事業を行う連合会等

に對していかにするかということの明確さを欠いておるわけでありまして、先の提案者の御発言の中にも、截然たる系統立つたものにするためには、中央会、支会、部会というやうな組織形態を整えることが最も効果的であると、このことを言われましたけれども、今の御構想のやうなことを実際に現行化する場合には、必然的にこの地区段階における事業体をどうするかという問題にぶつかつて来るわけでありまして、またそれらの既存の形態を最高度に活用するところに、初めてこの中央会の運営の妙が發揮されると思つておりますが、これらの運営上の問題に對しては、いかなる考へを持つておりますか。

○金子委員 この法案は、さいぜんも申し上げた通り、四圍のいろ／＼の状況や時間的な制約がありまして、一応去年の政府原案というものの最大公約数をのんでかかつておりますが、この中央会の姿をまつたく新しく起草するとするならば、提案者としては、ただいま芳賀委員のおつしやるやうに、この全中なりあるいは県中というものが、ほんとうに単位組合の経営上実効をあげて感謝されるやうな中央会になるか、あるいは経費のむだ食いというそしりを受けるやうな中央会になるか、このわかれ目は、最末端にいかにつなげるかということが一番重要ななかぎだと思つております。その点には芳賀委員のおつしやることと私まつた同感であります。從つて北海道におけるいわゆる地区であるとか、内地にすると郡ブロックであるとかいうものと、それからその先につながる組合との關連性をしつかり持つことが、先

ほど申し上げるやうに、中央会が無用の長物視されるか、まづたく感謝される機関になるかという重要ななかぎでありますので、この問題は法律にできておりませんけれども、さいぜん申し上げるやうな構想のもとに、この規約なり今後の運営なりを政府にやらしたい、こういう考へ方でおるわけであり

○芳賀委員 次にお伺ひしたい点は、昨年の団体再編成の場合においては、農業委員会の改正の中で、現在の町村の農業委員会における二名の書記のうち、一名は技術員の資格を与えて、これを農業協同組合に駐在させるというやうな形がとられておつたのが、今度の改正案の中においては、農業委員会法の中でもこれをうたつておらぬわけでありまして、それで、この町村協同組合の生産面における事業というものは、今日の現状では、協同組合自身でこれを十分やり得るという力はないのであります。そういう場合において、欠除しておる点は、町村農協の生産面に對する活動の積極化というやうな点に對しましては、今度の法律の改正の中にも、一つの公益的な食糧増産と申しますか、そういう面等に対して、国家的に何らかの考慮が払われる必要があるというふうにも考へられますし、協同組合の健全なる基礎の確立ということ、末端農協の基礎が確立されるというところから出發して行くことが一番賢明であると思ひますので、昨年の改正案と比較いたしましたら、今回はそれらのものが全然見受けられることができないという点に對しまして、提案者はどのような考へを持つておられますか。

○金子委員 昨年の農業委員会の改正案の中に、書記二名のうち一名を技術員というように銘打つて、そうしてその技術員を協同組合に駐在させるというように、これは法律にはありません、ただ説明としてあつたのであります、そういうような不明確な、よ

から給金をもらつてお手伝いをするというような者が、一体どういふふうな働きができるかということに對して、全然これは私としては自信がありませんので、そういうやり方に対してはつきりと反對すると同時に、農業委員会が新しく技術員の指導機關としての体系を整える、こういうことに對しては、提案者としては當時反對したのであります。なぜならば、今農村の技術指導体系というものが、改良普及事業をやる普及員を主体にしてある。しかしながらこの普及員のあり方についても、まだ農民の立場から見たときに、いろいろの非難や要望もあるものであります、軌道に乗つておらない。今御指摘のような協同組合の技術員も、今の協同組合の経済行為の中から、生産指導という直接の経済とい

うか、間接の利潤をもたすような、そういう職員を置くだけの経済的なゆとりがなか／＼困難である。一方養蚕とかあるいは特殊産業においては、また別個な技術員が出ておる。そういうふうなうちに、しかもどれもが軌道に安定して乗つていない上に、また農業委員会に技術員を置いて、これがまた全国に一氣に何万という技術員を持つたならば、その体系を直そうと思つても、一旦つくつてしまつと、農民のために必要でなくて、それらの人たちの生活権擁護のためにどうにもならなくなる。そのときには農民のために制度を直すのではなくて、その人を生かすための人権問題としてどうにも動かせない。こういうものはあだおろそかにするべき問題ではない。でありますからして、去年の農業委員会が技術指導体系を持つということに對しては、私はつきり反對してあります。こゝしの提案にそれを抜きまして、そうして職員という字があるために、職員というのは技術員だつて職員だということになることを私は相当おそれております。将来いつの間にか政府がそういう焼き直しをやりはせぬかということ、率直に私はおそれております。しかしながら、これは監視して行くつもりです。もし職員という名前をつけたから、それで技術訓練して、また昔の系統農会のような考え方を持つとするならば、これは絶対に農村の団体濫立であつて何ら効果がない。この問題は提案者といつたしまして、も苦い経験の過去において、皆様方もそうだと思ひますけれども、少し農村問題に長く携つた人であるならば、指導と経済というものは別

別だ、経済は経済、技術指導は技術指導だというのがよく言われていることとありますけれども、実際問題として技術指導人といふものが最後に何をやるか、必ず経済行為に手を出して来る。経済行為に手を出さなければならぬのであります。これはどの場合にもそうであります。だから経済行為を、単なる経済的な土台を持たない、出資であるとかあるいは貯金というふうな経済的な力を持たない指導団体が経済行為をやるときには、当然これは資本力を持つておるところの資本主義的なものの出先的な商行為に移つて行く、こういう事実はいまさら説明申し上げるまでもなく、過去の苦い経験であります。従つて再びこういうことだけは繰返したくない。そういう点から行きますと、私の個人的な理想といつたしましては、一応エージェンツといふものがあり、その下に協同組合に――これは先ほど足鹿君が何かの機会にお話になつたようですが、メツセンジャー・ボーイ的な形でもいゝから、協同組合に一つの技術員を置いて、そうして技術員をやる者とそれから経済をやる者が、全然別な人格において行われたときに、必ず農村自体に相剋摩擦が来る、そういう相剋摩擦が農村発展のために何にも役に立たぬ、こういうことを強く考えますがゆゑに、こゝには入れなかつたのであります。そうしてこの技術員問題については、技術員の問題として別な機会に、今のエージェンツのあり方をどうするか、農業協同組合の技術員をどうするか、特殊産業における各種の技術員問題をどう統一して行くか、そういういろいろな配置制度にするかといふことは、別な問題として考えたいといふのが、提案者の意見であります。

○芳賀委員 ただいまの提案者の御発言によつて、今日行われようとする農業委員会の改正の中において、去年と異つた姿になつておりますけれども、今金子委員の指摘されたような、たとえば名称は職員というふうな擬装の陰に隠された実態といふものは、農業委員会が農政活動の広汎な領域を握る一面においては、農業生産の技術面の仕事までもやるといふようなことに對する提案者の警戒心といふますか、深慮といふますか、そういうことを十分意識されておられるということに對しては、私は一応了承して行きたいと思つておられます。

次にお伺ひしたい点は、中央会の会議の成立の条件といふますか、會議を形成する場合の形態が、今度の法律によりますと、代議員制をひとしく全国においても都道府県段階においてもとおつておるといふことであります。もちろん全国中央会の總會等をする場合においては、都道府県中央会並びに中央会の正会員である協同組合が、同一の場所に參加して總會等を開くといふことは、これは至難であります。この点は了いたしました。都道府県段階における中央会の總會を行う場合において、原則として代議員制をとらなければならぬという理由としては、その根拠を理解するに苦しむものであります。が、その点に對しまして御説明を伺いたしたのであります。

○金子委員 府県段階における中央会は原則として議員制にするといふことが、この原案に載つておるのであります。が、これも率直に申し上げますと、私の方の検討といふものが、提案者として非常にそこな話でありますけれども、この問題に對しては、もう少し弾力を持つべきだといふ考え方で率直に考へております。従つてこれは前に中澤委員からこの問題に對して、御討議に入らる前にどうかといふようなお話がありましたとき、私もそう思う、県段階においては總會をもつて原則とするといふところまでは言つていませんでしたが、その県によつて、自分の県ではそう大きい県ではないのだから、總會を原則にするといふ県は總會を原則にしらない、それから自分の県は總會

代会で行くよりほかにないといふようなところは總會代で行く、そのように修正することは私は賛成だ。それでその修正の案文も実は研究したわけであり

○芳賀委員 このことは単に中央会だけの問題ではなく、都道府県にあるところの各連合会の總會等にも影響を及ぼすものであると考えるわけであり

す。現在の都道府県の連合会等では、必ず全体の組合が集まつて總會をやつておる。その總會を行うということにそれほどの支障はないといふふうに考へておるわけであり

ますし、特に中央会を持つておる一つの本質的なものは、この中央会の行う事業内容等に對して、全体の組合員にあらゆる機会を通じて認識を深めさせて行くといふことが必要になつて来ると思ひますし、他の事業体の連合会等と違つて、端的な利害關係といふものは、この中からそれほど出て来ないといふふうに考へておるわけであり

ます。一例といたしましては、北海道等においても、北海道一円を単位とするところの農業協同組合長會議といふような一つの形を持ちまして、そうして協同組合の運営を中心とする諸般の問題等、あらゆる意味における農政活動等もこの協同組合長會議等を持つて処理して行くといふのが実例であります。そういうことになりまして、あくまでも都道府県段階においては、各連合会と同じような形の、會員がこゝこゝ出席できる總會といふことが原則として守られることが要当であるといふふうに私は考へましたので、この点をただしたわけであり

ます。以上で主要なる点にわたるところの

問題点は質疑を終るところまで来たわけでありすが、これ以上の質問等はむしろ提案された問題に対する私たちの意見の開陳、あるいは討論にわたるようなおそれもあるわけでありすが、その点は差控えたいと思ひます。

最後に申し上げたい点は、この協同組合法の改正をやる場合において、相当幅の広い改正をございすが、中には緊急を要する事柄といたしまして、共済規程等を明確にして、連合会の段階においても明確に共済事業のみを行う連合会とするというようなことを規定いたしまして、これによつて、消極的ではあるけれども、大蔵省あたりから圧迫を受けておるところの、協同組合の行う共済事業というものは保険類の事業であるということで、その圧迫に対する一つの抵抗としてのものであるというふうにも考えておるわけでありすが、これらの点に対しては、われわれとしてもかかる措置は当然必要であるというふうにも考えておるわけでありすが、ただこの協同組合の基礎的なものを確立する場合においては、質問の当初に申し上げた通り、町村における協同組合の部落協同体的な形を確立するということは、何としても先決であるというふうにも私は考えておるわけでありすが、この点に對しましては、提案者といつたしましてもその必要性は痛切に感じておられるわけでありすが、かかる説明を行うことによつて、一層この法律改正が充実にすることになると思ふわけでありすが、提案者におかれましては、その部落組織等の明確なる法制化等の問題に對しましては、時間的にどの程度の将来にお

いて、それらの残された問題に手を染められようとおるかという点について、これは参考になる程度でありすが、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○金子委員 だいたいの芳賀委員のお話につきましては、さいせんも申し上げた通り、提案者もまったく同感であります。従つて協同組合の現行法というものが、何かに押しつけられたような形の協同組合法であり、そうしてことに日本の農業の形態というものが外国の事情と大分違ひまして、日本の農業者というものの自体が、ある地域においてその職業を遂行したのではなくて、むしろ運命的にそこに自然発生しておる。そういうものが一つの地域の中心で自然発生的にできておる農業経営状態になつておりました。しかもその農業経営というものが商品生産としての企業価値を持たないものが多い。こういうような農村形態においては、どうしてもその地域的な協同体という性格を協同組合は持たなくては行けない。組合員のための組合というだけよりも、むしろその地域の農村、地域の経済機関だとかいうふうな性格も一緒に出て来べきものだ。そういう場合にこそ一つの経済現場のような形にも考えられる。そういう場合今度には部落という地域の一つの協同体を末端の活動組織にすることではなればならぬ。そういうそれらの法的な整備を提案者はどういうふうにも考えるかという点であります。これはひとり私だけの問題でなしに、おそらく日本の農村問題を真剣に考えられる方々におきまして、現行の協同組合法が日本の農村にびつたりとしておるといふふうな考え方を持たれる人は非常に少いと思ひます。従つて今後遅くも来年の通常国会ごろまでには、同志の皆様方と相談して、協同組合法の抜本的な改正をいたしまして、日本の農村実情に適するような協同組合制度をつくりたい、こういう希望を持つておる次第であります。

○芳賀委員 だいたいま金子委員から、近い将来に抜本的な協同組合法の改正を行いたいということ述べられたわけでありすが、それは当然のことであるというふうにも考えるわけでありすが、特に部落協同体の問題等にいたしましても、それは単に部落における組織形態の問題だけでなく、最も重大な点は、農業協同組合のあり方をいかにするかということに出発点があると考へるのであります。これは最近における協同組合の不振から発した問題であります。とかく協同組合の経営というものが経営主義に陥りやすいのであります。何か企業体的な感じから出て、そのような企業体としてこれを運営することが——たとえば役員になつても非常に手腕が卓越しておるといふような間違つた評価をされる場合が多いわけでありすが、そういうことはまず農業協同組合があつてという前提の上に立つて協同組合の経営、協同組合の運営をいかにするかということからそれは出発した観念でありまして、協同組合のあり方、協同組合を築き上げておるところの個々の組合員をどうするかという問題を没却しやうと思ふのであります。ここにこの法律の改正の中においても非常に重要な点が残されておるといふふうな私どもは感じておるわけでありすが、でありますから質疑の当初から私が指

摘したような点、たとえば總會における役員選任制の問題にいたしまして、あるいは都道府県段階における代議員の制度にいたしまして、これはやはり端的な表現ではあるかもしれせんけれども、ある意味における経営主義を中心とした物の考え方によつておるのではないか、そういう感じも受けるのではないかと、この点におきましては提案者御自身におかれまして、十分な一つの自己反省をもつて、当面の改正をいかにするかという、物事を急ぐということの上に立つた処理のように考えられておりますので、この程度に私の質問はとどめておきたいと思ひます。

○井出委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○井出委員長 速記を始めて。
本日はこれにて散會いたします。
午後八時五十四分散會

第三十七号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	三	末	つては	つては、
三	一	五	中央会の業	中央会の業
三	二	末	理由	事由
三	三	三	業務	業務
三	一	二	第二号	第三号
三	二	四	三行の次に	行頭二字目
三	二	四	から次の一行が入るべき誤	
三	二	五	第八十一条第一項第四号中「農業共済基金」の下に「都道府県農業会議、全国農業会議所」を加える。	
三	二	五	三二頁五段二行ないし三行は削るべきの誤	